

# 自主防災組織 活動の手引き



石川県

# 自主防災組織活動の手引き

## 目次

はじめに .....	1
<b>第1章 自主防災組織の結成</b>	
1 自主防災組織が求められる背景 .....	3
2 自主防災組織とは .....	4
3 自主防災組織の必要性 .....	4
4 自主防災組織を結成するには .....	6
5 結成に向けたきっかけづくり（人材の募集・育成） .....	8
6 組織の編成（役割の分担と運営のルールづくり） .....	10
7 自主防災組織の活動支援 .....	15
<b>第2章 自主防災組織の活動（平常時）</b>	
1 防災知識の普及・啓発 .....	16
2 防災訓練の実施 .....	22
3 防災資機材の整備 .....	28
4 災害時要援護者対策 .....	30
5 他団体との連携 .....	31
<b>第3章 自主防災組織の活動（災害時）</b>	
1 地震災害時の活動 .....	32
2 風水害時の活動 .....	40
3 雪害時の活動 .....	43
<b>第4章 石川県に被害をもたらした過去の災害</b>	
1 能登半島地震 .....	45
2 浅野川豪雨災害 .....	48
3 その他の災害 .....	50
<b>資料</b>	
自主防災組織活動チェックシート .....	51
自主防災組織活動Q&A .....	53
自主防災組織規約（例） .....	55
防災関係機関連絡先一覧 .....	58

## はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災が契機となり、地域のきずなの大切さや、地域における自主防災活動の重要性が認識されることとなりました。

その後、平成19年3月に発生した能登半島地震や平成23年3月に発生した東日本大震災を経て、その重要性が改めて認識されているところです。

地域における自主防災活動の中心的役割を担うのは「自主防災組織」です。

年々、本県における自主防災組織数は増加していますが、未結成となっている地域も多く残されており、まだまだ十分とは言えないことから、その結成を促進する取り組みが求められています。

さらに、自主防災組織が結成されている地域でも、高齢化やマンネリ化などにより活動が停滞している組織があることから、その活性化を図る必要があると考えています。

県では、組織化の一層の促進と活動内容の充実を図るため、このたび「自主防災組織活動の手引き」を作成しました。

## 手引きの活用について

この手引きは、自主防災組織の結成を考えている地域の方々や、すでに自主防災組織を結成し、活動の充実を考えている地域の方々を対象に作成したものです。

本手引きは4章構成となっています。第1章では自主防災組織の基礎知識や結成に必要な活動について、第2章及び第3章では結成後の活動について記載しており、自主防災組織にかかる活動を時間軸に沿って解説しています。

また、最終章では過去の災害事例とその検証結果について記載しています。

未結成の地域の皆さまは第1章、結成済みの地域の皆さまは第2章及び第3章が対応するページとなりますが、未結成の地域の皆さまは結成後の予習として、結成済みの地域の皆さまは活動の振り返りとして、各章をご参照下さい。

また、巻末資料「自主防災組織活動チェックシート」を使用して、まず自主防災組織活動の現状を確認したうえで、関係する必要な項目から効率的に読んでいただくことも可能です。

本手引きが、皆さまの地域における自主防災組織の充実・強化に向けた活動の一助となれば幸いです。

## 手引き活用の参考例①

**STEP 1:**手引きを一読し、自主防災活動の全体像を把握します。



**STEP 2:**気になる箇所や地域の課題に対応していると思われる部分をチェックします。



**STEP 3:**手引きの抜粋などを用い、住民同士で課題と対策について話し合います。



**STEP 4:**手引きやその他の資料などを参考としながら、活動スケジュールを定め、取り組み（行動）を始めます。

## 手引き活用の参考例②

**STEP 1:**巻末資料のチェックシート（P51）を使って、自主防災組織活動の現状をチェックします。



**STEP 2:**チェックシートの解説を確認します。



**STEP 3:**チェックの付かなかった項目について、手引きの該当ページを確認します。



**STEP 4:**手引きやその他の資料などを参考としながら、チェックを付けられるよう取り組み（行動）を始めます。

# 第1章 自主防災組織の結成



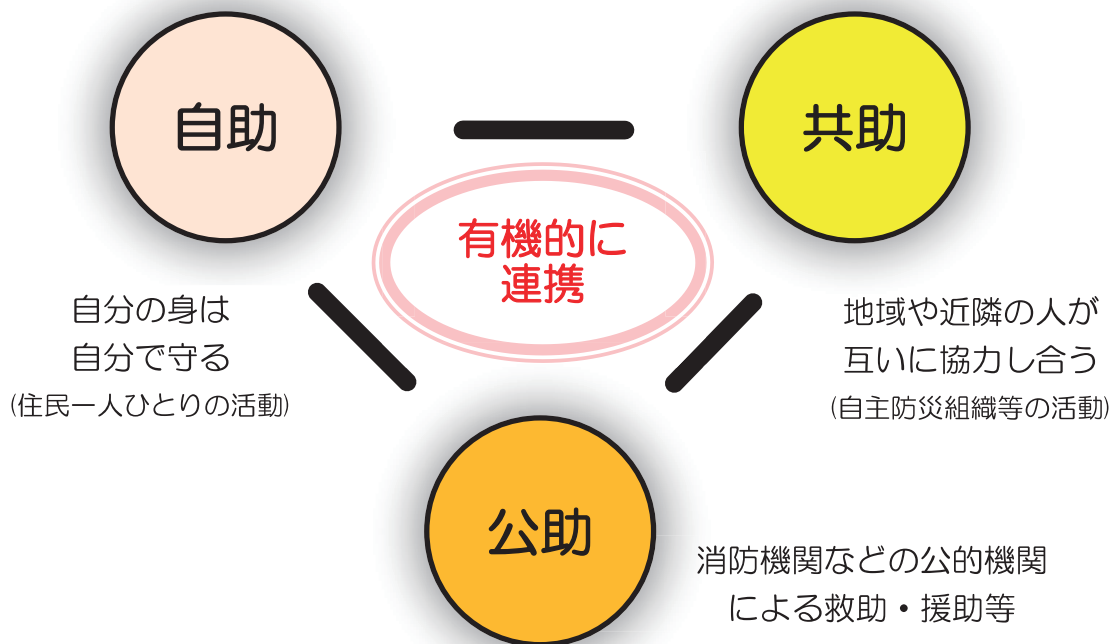
## 1 自主防災組織が求められる背景

私たちの暮らす日本は、その位置や地形、気象等の自然条件から地震や豪雨、洪水、大雪などが発生しやすい環境にあり、人口や産業の集積など社会的条件と重なることで大きな災害となることがあります。

住民が安全・安心に暮らすための取り組みとしての防災対策は、行政上最も重要な施策の一つです。しかし、ひとたび大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、**国や県、市町の対応（公助）**だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられるため、**自分の身を自分の努力によって守る（自助）**とともに、普段から顔を合わせている**地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）**が必要となります。

そして「自助」「共助」「公助」が有機的に連携することで、被害の軽減を図ることができます。特に、**地域で協力しあう体制や活動（共助）**は、自主防災組織が担うべき活動の中核となります。

## 防災の基本となる3つの活動



## 2 自主防災組織とは

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織をいいます。災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第5条第2項）として、市町がその充実に努めなければならない旨が規定されています。

### （補足）隣保協同の精神とは？

となり近所の家々や人々が役割を分担しながら、力・心を合わせて助け合うことをいいます。

隣保…となり近所の家々や人々との日常的なつながり

共同…役割を分担しながら、力・心を合わせて事にあたること



なお、国の取り扱い上は、災害が発生した場合の被害を最小限に軽減することを目的として地域住民が組織し、活動の役割分担が地域住民の合意によって定められている組織を「自主防災組織」としています。

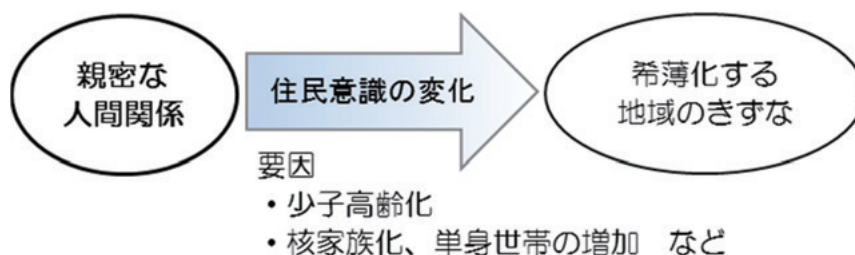
## 3 自主防災組織の必要性

### （1）希薄化する地域のきずな

生活様式の多様化、少子高齢化の進展、さらには核家族化や単身世帯の増加など様々な要因によって、特に都市部（市街化の進んでいる地域、以下同じ）等において地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動が停滞している、と指摘されています。

一方で、自然災害や犯罪などの危険から地域を守るため、「地域のきずな」が重要であると改めて認識されつつあり、自発的に地域のきずなを取り戻すための取り組みを始める地域が出てきています。

コミュニティ活動の維持・活性化の観点から、**自主防災活動を重要な切り口として位置づけ、地域のきずなを深める**ことが求められます。



## (2) 地域の結びつきが地域の防災力を強くする

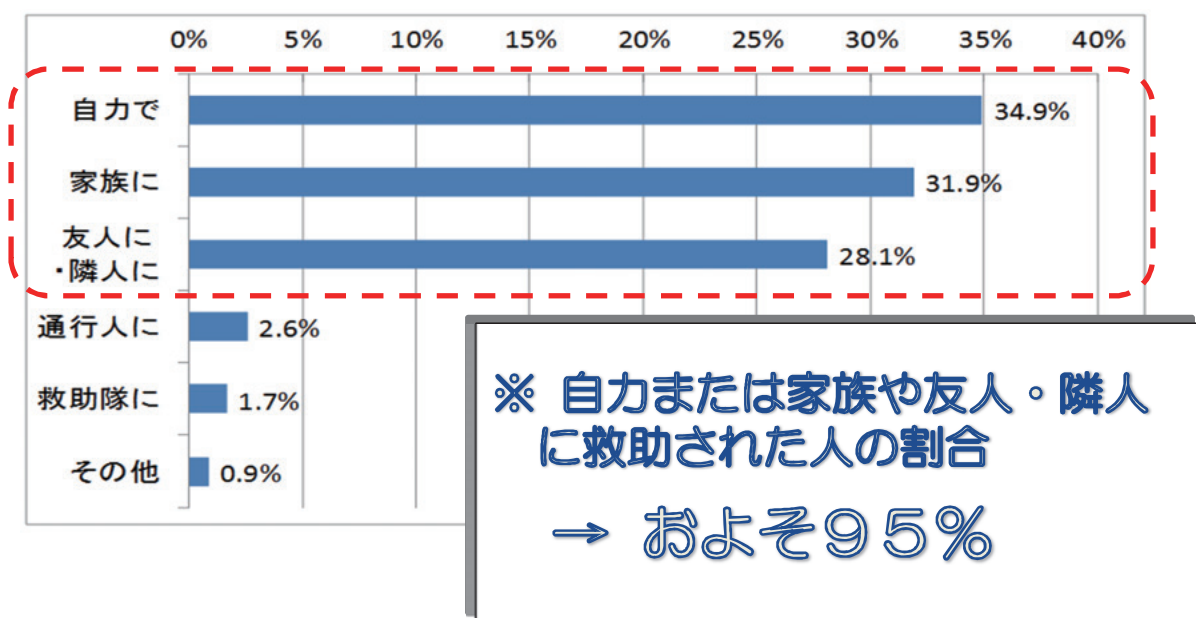
平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、被災地域の自主防災組織、町内会、婦人（女性）防火クラブ等が、平時からの備えや地域の結びつきをもとに、津波からの避難時における住民同士の声かけや避難所への誘導、安否確認、その後の避難生活における避難所運営の支援、炊き出しの実施、一人暮らしの高齢者への支援など各種活動を積極的に行うことで、被害の拡大をくい止めたとされています。

本県で、平成19年3月25日に発生した能登半島地震でも、震災対策専門委員会において「地域のきずな」が避難誘導や安否確認などに役立ち、被害を最小限に抑えることができたと高く評価されました。

また、平成7年1月の阪神・淡路大震災では、多数の住民が倒壊した建物の下敷きになったり、建物内に閉じ込められたりしましたが、こうした人々の多くを救ったのは家族や友人・隣人などの地域住民でした。

このように、日頃からの住民同士支えあう関係が、大規模災害における被害を最小限に抑える大きな役割を果たしています。

### 生き埋めや閉じ込められた際の救助(阪神・淡路大震災)



出典：（社）日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告」

## 4 自主防災組織を結成するには

### (1) 結成の流れ

自主防災組織を結成するには、まず、**活動に参加する仲間を集め**なければなりません。強制的なものではなく、地域住民が自発的に参加することはもちろん、無理せず継続的に参加できる活動であることが大切です。一人でも多くの住民が防災に関心を持てるよう啓発に努め、市町や消防機関等と協力しながら、参加のきっかけづくりをしていく必要があります。

次に、**役割の分担や組織運営のルール等を定め**、それらについて**地域の合意を得る**ことで自主防災組織は結成されます。



### (2) 自主防災組織を結成する2つの手法

自主防災組織を結成するには、大きく2つの方法が考えられます。

1つは既存の組織を活用する方法で、もう1つは新たな組織として結成する方法です。実際には、既存組織を活用し結成されるケースが一般的ですが、地域の実情に応じた方法で結成することが大切です。

手法	内容
既存組織を活用し結成	町内会等と自主防災組織を兼ねて結成
	町内会等の下に防災部門を設置
新たに結成	地域住民に働きかけながら、既存の組織とは別に結成



### (3) 自主防災組織を結成するポイント（地域パターン別）

自主防災組織の結成にあたり、地域の特色や課題等を把握し、実情にあった結成の取り組みを行うことが大切です。

#### ケース① 人口減少や高齢化が進む地域（農山村、都市部の旧市街地など）

農山村などの地域では人口減少と高齢化が進んでおり、こうした地域の多くは、昔から住民間のつながりが深く、隣近所同士が顔見知りでありながら、いざとなると防災の担い手不足から結成が進まないといった問題があります。このような場合、集落単位や町内会単位ではなく、**近隣の複数の集落や町内会が合同で組織を結成する**方法もあります。

#### ケース② コミュニティが希薄な地域（新興住宅地、共同住宅など）

新興住宅地やマンションなどでは、住民相互の結びつきが弱い傾向にあります。こうした地域では、小さな子どもを持つ若い世代が占める割合も多く、まずは**児童クラブやPTAの行事の中に、親子で参加できる活動を取り入れる**工夫が求められます。

#### ケース③ 地域活動が盛んな地域（地域連帯の強い住宅地など）

世帯数が多く、防犯活動、交通安全などの町内会活動が充実している地域では町内会長の負担が重く、自主防災活動を行う余裕がないといった問題があります。こうした地域は、**自主防災専門の役員を配置するなどして、特定の人に負担が偏らない体制をつくる**ことが必要です。

#### ケース④ 消防団活動が活発な地域

消防団活動が活発な地域では、防災に関する取り組みを消防団任せにしてしまいがちな傾向にあります。しかし、大規模災害が発生した際には、消防団だけで地域全体をカバーすることはできません。こうした地域では、被災時の消防団の役割や活動等を周知し、**災害発生直後は「みんなのまちはみんなで守る」ことが重要であることを認識し、地域で自主防災組織の結成を進めていく**ことが望まれます。

#### （補足）自主防災組織の最適な規模

自主防災組織の最適な規模は、一般に次のように考えられています。

- ・住民が連帯感を保ち、地域の防災活動を効果的に行える程度の規模であること。
- ・地理的な状況や生活環境などから、住民の日常生活上の範囲が一体性を有する規模であること。



## 5 結成に向けたきっかけづくり(人材の募集・育成)

### (1) 人を集める

地域住民に自主防災組織へ参加してもらうためには、まず、**一人でも多くの方が防災に関心を持てるよう、広報紙やインターネット等を活用し、自主防災活動とはどのようなものかを知ってもらう必要があります。**

また、講演会・研修会などを開催し、コミュニケーションの場をつくることも重要です。

その際、最初から防災だけをテーマとすることが難しい場合は、地元のお祭りや子ども会など他の活動やイベントの中で、防災について働きかけることも、防災に興味をもってもらうきっかけとして有効です。

#### (ポイント) 自主防災組織結成のきっかけ

次のようなことが自主防災組織結成のきっかけになっています。

- ・大規模な被害を被った過去の災害体験から、地域の防災意識が高まった。
- ・災害発生の高危険性を地域全体で認識し、防災意識が高まった。
- ・もともとコミュニティ活動が盛んな地域で、コミュニティ活動の一環として防災対策を取り入れるようになった。
- ・小学校とPTAが共同で繰り返し防災訓練を行い、それに地域全体の住民が参加するようになった。
- ・保育園や幼稚園の避難訓練に付き添いとして集まった保護者同士の話しの中から防災への関心が高まった。



### (2) 人を育てる

災害が発生した場合に適切な行動をとれるよう、地域住民が防災知識や技術を身に付けることは、地域防災力の向上に欠かせません。

そのためには、**防災に関する研修や訓練の機会をできるだけ多く作る**ことが重要となりますが、その際、住民が楽しみながら、主体的に企画・運営・参加できるよう努めることが大切です。

また、**学校関係者や民生・児童委員等とも連携しながら、教育や防災訓練を通じて、子どもたちに防災意識を持ってもらう**など、幅広い世代で地域防災の担い手となる人材を育成することも重要です。

なお、防災の学習や教育にあたり、自分たちが暮らす地域の災害伝承を題材とすることは、地域特性を踏まえた災害への備えになるだけでなく、学校教育として地域の地勢的な特徴や歴史を深く知ることにもなるため、効果的な取り組みです。

人々の脳裏に刻まれた災害の記憶は、災害に対する認識や対応の差となって現れると言われていています。このことから、**過去の災害の記憶・記録を次代に語り継いでいくこと（災害伝承）は自主防災組織の大切な役割**です。

地域をよく知っている大人やお年寄りが子どもたちに災害の記憶・記録を語り継ぎ、また、一緒にまち歩きや防災マップ作りなどを行うことで、世代を超えたつながりの醸成も期待できます。

### （３）リーダーを育てる

共助の要となる自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を十分に理解したリーダーの存在が不可欠です。また、自主防災組織の活動が住民の自発的なものであり、組織の結成や活動の活性化はリーダーの熱意と資質に負うところが大きいことから、**リーダーを地域で育てていくことが必要**です。

地域において、リーダーは一人である必要はありません。大規模災害時には同時多発的に被害が発生し、消火や救出、避難誘導など様々な活動を並行して行う必要があることから、これらの活動の中心となる**リーダーは地域に複数いる**ことが望まれます。

また、東日本大震災では、長期にわたる避難所生活において、女性が安心して着替えられる場所がないことや、運営が男性中心であるため、女性が要望や意見を言い出しにくかったなど、女性への配慮不足から生じる様々な問題点が指摘されました。このことから、**女性の視点を積極的に取り入れた自主防災活動を行えるよう、女性の防災リーダーの育成が必要**です。

#### （ポイント）リーダーの要件

リーダーに求められる資質として、次の要件が考えられます。

- ・防災に対する意識が高い。
- ・行動力がある。
- ・自己中心的でなく、地域全体のことを考えられる。
- ・多数の意見を取りまとめ、少数意見を尊重できる。



#### （補足）東日本大震災の事例（津波からの避難）

宮城県七ヶ浜町花淵地区では、従来の想定を超える大津波の到来を自主防災組織のリーダーがラジオで知り、指定の避難所に集まっている住民（約60人）をさらに高台にある場所まで避難させ、危機を脱しました。

日頃からの自主防災活動が被害の拡大を防いだ好事例の一つです。



## 6 組織の編成（役割の分担と運営のルールづくり）

### （1）班編成と構成員の役割分担

自主防災組織を結成し、継続的に活動を行うためには、構成員一人ひとりの役割分担を決め、活動班などの組織を編成する必要があります。

組織を編成するには、まず組織をとりまとめる会長を決め、次に会長をサポートする副会長や、各班の指揮者となる班長、構成員の役割分担などを決めていきます。

#### 基本的な班編成（例）

	平常時の役割	災害時の役割
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組織活動全体の調整</li> <li>○ 他機関との連絡調整</li> <li>○ 災害時要援護者の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組織活動全体の調整</li> <li>○ 他機関との連絡調整</li> <li>○ 被害・避難状況の全体把握</li> </ul>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報活動</li> <li>○ 防災知識の普及・啓発活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害情報等の収集・伝達活動</li> </ul>
消火班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防火広報活動</li> <li>○ 防火器具点検活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 初期消火活動</li> </ul>
救出・救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資機材の調達・整備活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 負傷者等の救出・救護活動</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難路・避難所の安全点検活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民の避難誘導活動</li> </ul>
給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調理器具の点検活動</li> <li>○ 備蓄品の調達・整備活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水・食料等の配分活動</li> <li>○ 炊出し等の給食・給水活動</li> </ul>

この他にも、ごみ処理等の対策を担う清掃班、仮設トイレ等の対策を担う衛生班、警察との連絡や防犯巡回などを担う防犯・巡回班など様々な活動が考えられますが、編成にあたっては、組織の規模や地域の実情に合わせて、必要最低限の班編成から徐々に充実させていくことが大切です。

### (ポイント) 編成にあたっての留意事項

編成にあたっては以下の事項に留意して、検討することが必要です。

- ・地域内でバランスよく対応できる配置
- ・地域内の専門家や経験者等、班員の活動に実効性をもたせる配置
- ・災害時要援護者に対する取り組み
- ・地域内の事業所における自衛消防組織や従業員の位置づけ



## (2) 組織運営のルールづくり

自主防災組織は、地域住民の合意に基づくことを原則とするため、円滑に活動を行うには、**お互いの合意を明確にした運営のルール(規約)を策定しておく**ことが必要です。(⇒P55～規約(例)参照)

規約には組織の目的や事業内容、役員を選任及び責務、組織の規模や体系、会議の開催、防災計画の策定などを定めます。

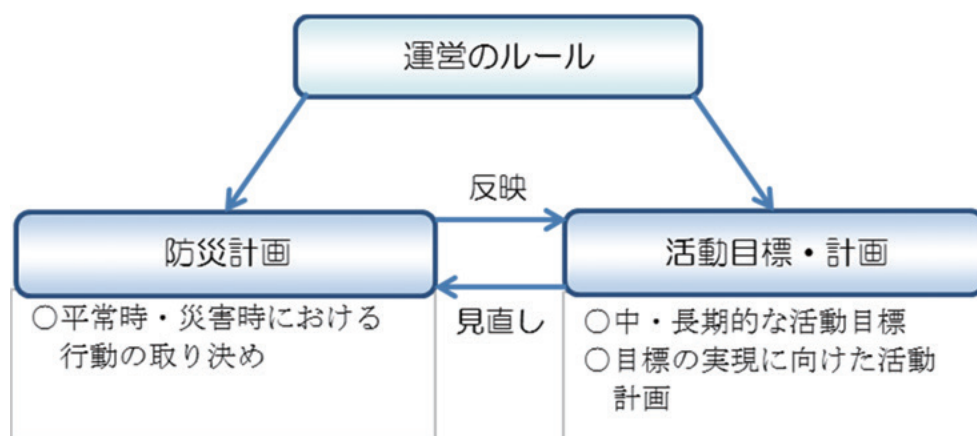
### (ポイント) 規約策定にあたっての留意事項

次のような点に留意して策定することが重要です。

- ・自主防災組織を設置する根拠は、組織に参加する住民相互の合意にあり、相互の合意を明確化した規約を定めておく必要がある。
- ・自主防災組織を設けるにあたり、自治会、町内会の一つの部門として設ける場合は、自治会、町内会の規約を改正すれば足りるが、新たに自主防災組織を設ける場合は、規約により必要事項を明確にする必要がある。
- ・規約は、組織の目的、事業内容等を明らかにするとともに、役員を選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定等について定めるものである。



## 自主防災組織の運営について



### (3) 防災計画の策定

防災計画には、**平常時にどのような対策をすすめ、災害時にどのような対応を行うかを具体的に明記する**ほか、組織体系や関係機関との連携について定めます。

防災計画の策定にあたっては、河川が氾濫しやすい、災害時要援護者が多いなど、**地域の実情を踏まえたうえで、防災計画に反映する**ことが重要です。市町をはじめ消防機関と協議しておくことも必要です。

### 防災計画の記載項目 (例)

分野	記載項目	記載内容
組織に関すること	自主防災組織の編成及び任務分担	組織編成と各班の果たす役割を明確化する。
主に平常時の防災活動に関すること	防災知識の普及啓発	項目、方法、実施時期等を定める。
	災害危険の把握	項目、方法等を定める。
	防災訓練	訓練の種別、訓練実施計画、訓練の時期及び回数等を定める。
	防災資機材等の備蓄及び管理	調達計画、保管場所、管理の方法等について定める。
主に災害時の防災活動に関すること	情報の収集・伝達	情報の収集・伝達及びその方法等について定める。 (情報班)
	出火防止・初期消火	出火防止対策、初期消火対策等について定める。 (消火班)
	救出・救護	救出・救護活動、医療機関への連絡等を定める。 (救出・救護班)
	避難	避難誘導の指示、方法、避難経路、避難場所、避難所の管理・運営等を定める。(避難誘導班)
	給食・給水	食料や飲料水の確保、配給、炊出し等について定める。 (給食・給水班)
他団体との連携に関すること	災害時要援護者対策	平常時・災害時の取り組みについて定める。
	他組織との連携	他の自主的な防災活動を行う組織との連携について定める。

### (ポイント) 防災計画の留意点

次のような点に留意して策定することが重要です。

- ・ 予め地域の地形、地域内の危険な施設・設備の場所、建物の耐震化の状況などを考慮し、地域としての集合場所、避難場所等を決定する。
- ・ 避難誘導の責任者を決めておき、その指示に従って全員が組織としてまとまって避難できるようにする。
- ・ 自主防災組織の責任者は、避難予定地、避難路の状況を確認し、安全な経路を選定する。
- ・ 住民が他の組織の住民と混同しないようにするため、避難誘導班員は自分の地域の目印となるものを携帯する。
- ・ 避難誘導班員は、住民が不必要な荷物を持たないように注意する。
- ・ 地域内における傷病者、高齢者、身体障害者等の災害時要援護者の所在を確認し、担架搬送等により、全員が安全に避難できるようにする。近年、地域の外国人も増加しており、日本語を解さない外国人への避難情報伝達のあり方も検討する。
- ・ 市町長の避難指示または勧告が遅延したり、あるいは、伝達が困難な場合も予想されるので、組織として、自主的に判断して避難する場合についても検討する。
- ・ 避難場所に至る経路については、風向、晴雨等の気象条件、災害の規模態様等を勘案のうえ、予め第二、第三のルートを想定して計画を立てておくようにする。



## (4) 活動目標の設定と活動計画の策定

### ① 活動目標の設定

継続して効果的な自主防災活動を行うには、活動目標の設定と年間の活動計画の策定が欠かせません。

活動目標の設定にあたっては、予め防災に関する知識や地域の危険状況について学習する機会を設け、防災の知識等を深めながら、実際の活動を通じて徐々に活動レベルを上げ、これに応じて目標を修正していくことが重要です。

### (ポイント) 目標設定の留意点

次のような点に留意して設定することが重要です。

- ・ 消防団等から、防災についての専門的な知識や技術等についてアドバイスを受けておく。
- ・ 防災マップやハザードマップ等を活用し、地域の災害危険を把握しておく。
- ・ 組織の活動状況を考慮し、中・長期的に実現可能な具体的目標を設定する。



## ② 活動計画の策定

地域の防災活動の現場においては、住民の関心が急に高まる、あるいは活動レベルが一気に向上することはなかなか期待できないため、継続的に防災活動に取り組むことが特に重要です。

また一旦活動レベルを上げて、継続して活動が行われなければ、活動の停滞や住民の関心も薄れてしまうことも考えられます。**活動をしっかりと継続していくために、活動計画を策定し、活動目標の達成へ取り組むことが大切です。**

活動計画の策定にあたっては、まず前年の活動状況や年間を通じてどのような防災活動を行う必要があるか検討し、中・長期的な活動目標を実現するために実行すべき活動内容を取りまとめ、年間の活動計画を策定していきます。

### (ポイント) 活動計画策定の留意点

次のような点に留意して策定することが重要です。

- ・編成班ごとに検討会を行う等、できるだけ多くのメンバーから意見を出してもらおうようにする。(編成班ごとの検討により、活動項目の漏れをチェックすることができる。)
- ・検討会で出てきた意見を、テーマごとに整理し、優先度をつけていく。(その際、緊急性・重要性といった基準を設けて検討を行うと、討議や合意が進みやすい。)
- ・整理された意見を、活動の状況から、時間的制約、予算、活動主体等の要素を加味して、活動計画を作成する。
- ・徐々に活動目標を修正しながら活動レベルの向上に努め、地域防災活動について継続的に取り組む姿勢をもった計画策定を心がける。
- ・年間活動計画に特徴をもたせるために、年度ごとの重点項目を決めておく。

組織の活動レベルにあわせて、目標達成へ向けた活動と改善を繰り返しながら、徐々に地域防災力を向上させていきます。





## 7 自主防災組織の活動支援

### (1) 県による活動支援

県では、自主防災組織の結成促進や活性化を図るため、各種支援を行っています。

#### ① 自主防災組織の組織化啓発研修会

対象 自主防災組織未結成地域の町会長等

内容 自主防災活動の必要性、活動事例紹介及び組織設立に関するノウハウ等に関する講義

#### ② 自主防災組織アドバイザーの派遣

対象 自主防災組織未結成地域

内容 自主防災組織の設立や活動についてアドバイザーが直接助言

※アドバイザーは地域の自主防災活動に関して知識や経験がある方の中から県が委嘱し、要請を受け、派遣しています。

#### ③ 自主防災組織リーダー育成研修会

対象 自主防災組織の会長等、地域で中心となり自主防災活動を行っている方

内容 自主防災活動に関する講義及び図上演習

#### ④ 自主防災組織リーダーフォローアップ研修会

対象 自主防災組織リーダー育成研修の修了者

内容 自主防災活動に関する講義及び模擬演習

#### ⑤ 自主防災組織知事表彰・交流大会

対象 県内の自主防災組織

内容 優良な自主防災活動事例の表彰及び有識者による講演など

#### ⑥ 地震体験車等の貸し出し

対象 県内消防（局）本部を通じ、貸し出しを希望する地域

内容 地震体験車及び学習設備の貸し出しを通じた防災知識の普及

### (2) その他の活動支援

このほか、申し込みに応じて県の担当職員を派遣し、希望テーマに関する最新情報や県の施策について、詳しい説明や紹介を行う県政出前講座（担当：石川県県民交流課）や県ホームページへの防災関係資料の掲載等を行っています。

また、市町独自の支援制度や助成制度を設けている場合もあるので、お住まいの市町防災担当部署へ確認が必要です。

## 第2章 自主防災組織の活動（平常時）



### 1 防災知識の普及・啓発

#### (1) 様々な啓発活動

自主防災組織の重要な日常活動の一つとして、防災知識の普及・啓発が挙げられます。あらゆる機会をとらえて普及・啓発に努めることが、自主防災組織の担い手の育成や、組織の活性化につながります。

#### (ポイント) 主な啓発方法

防災知識の普及・啓発方法として次のようなものが考えられます。

- ・ 広報紙、チラシ、パンフレットの作成、啓発 DVD の作成・配布
- ・ インターネットでの防災啓発サイトの作成・周知
- ・ 防災に関する講演会、講習会の開催・参加
- ・ 防災をテーマとした会合、研修会の開催・参加
- ・ 現地視察、まち歩き、防災訓練などイベントの実施・参加



啓発にあたって、はじめから全てを自分たちだけで実施することが難しい場合は、地元の市町や消防機関等に相談をしてみましょう。

市町によっては啓発資料の配布・貸出や、講師の派遣を行っています。

また、他の地域で実際に行われている取り組みを参考にして、地域での活動に取り入れて行くことも有効です。

(⇒県ホームページ掲載資料「自主防災組織活動事例集(H20)」参照)

#### (補足) インターネットの活用

インターネット上の防災に関連するホームページには、防災活動に役立つデータや資料が掲載されています。日頃からの情報収集が大切です。

- 石川県ホームページ（安全・安心）

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kurashi/anzen/index.html>

- 石川県河川総合情報システム

<http://kasen.pref.ishikawa.lg.jp/ishikawa/servlet/Gamen1Servlet>

- 気象庁

<http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>

- 内閣府防災情報のページ

<http://www.bousai.go.jp/>

- 消防庁

<http://www.fdma.go.jp/>



## 【取り組み事例①】 地域住民で考え実行する訓練の継続

金沢市：菊川校下自主防災会			
所在地	金沢市菊川2丁目3番3号	結成年月日	平成7年8月30日
管内人口及び世帯数	6,446人(3,053世帯) [H24.10.1現在]		

実効性のある防災活動を行うためには、日頃から住民が中心となって防災訓練などを企画、実施することが重要です。そのためには、住民への活動の周知と意識統一が欠かせないことから、菊川校下自主防災会では、自主防災会議（町会長会議）を開催し、役員が提案する企画を練って、訓練の日程や内容を決定しています。

また、例年、図上訓練と実動訓練（まちなか訓練）を組み合わせることで、より効果的な訓練となるよう取り組みを行っています。



←自主防災会議の様子



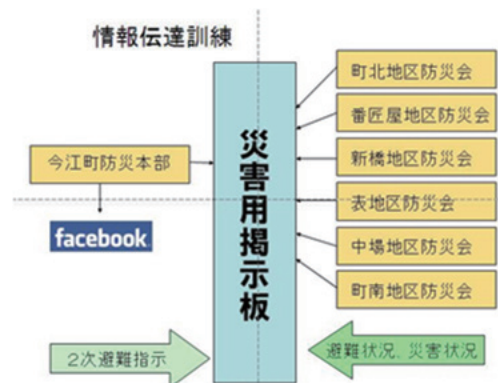
まちなか訓練の様子 →

## 【取り組み事例②】 インターネットを活用した情報伝達訓練

小松市：今江町自主防災会			
所在地	小松市今江町6-22	結成年月日	平成11年6月1日
管内人口及び世帯数	5,919人(2,159世帯) [H25.1.1現在]		

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、携帯電話やメールがつながりにくくなる中、インターネット上の交流サイト（ソーシャルネットワーキングシステム（SNS））が連絡手段として用いられ、安否確認等に活用されました。この経験から、今江町自主防災会では、災害時に電話回線がつながりにくくなった場合でも、情報伝達手段を確保できるように、独自にインターネット掲示板を設置することとしました。

平成24年10月に実施した自主防災訓練では、インターネット掲示板を活用し、被害情報の収集や避難指示等を行う情報伝達訓練を実施しています。



### 【取り組み事例③】 要援護者施設との連携による避難訓練

津幡町：津幡中央地区自主防災クラブ			
所在地	津幡町字清水リ 123-3	結成年月日	平成 9 年 3 月 30 日
管内人口及び世帯数	11,859 人(4,098 世帯) [H23.12.31 現在]		

高齢者をはじめとする災害時要援護者の避難支援は、地域の被害を食い止めるうえで欠かせない活動です。そのため津幡中央地区自主防災クラブでは、津幡町庄区に所在する「グループホーム庄の里」との連携し、職員と住民が協力しながら入所者の避難を支援する訓練を実施しています。

住民は職員から入所者の状態や接し方、車いすで移動する際の注意点など、要援護者の避難支援にあたり配慮すべき事項について事前に説明を受けたうえで訓練を行い、体験を通じ学習します。

訓練終了後には参観者として出席している消防職員から講評をもらうことで、次回訓練の改善につなげています。



避難訓練の様子 ↑

### 【取り組み事例④】 地域による津波一時避難場所の整備

珠洲市：正院地区自主防災組織			
所在地	珠洲市正院町正院 22-2-1	結成年月日	平成 7 年 4 月 2 1 日
管内人口及び世帯数	1,023 人 (681 世帯) [H24.12.31 現在]		

正院地区自主防災組織では、東日本大震災をきっかけに、平成 23 年 5 月から、およそ 1 ヶ月半の時間をかけ、市が指定する津波一時避難場所である殿山の自主的な整備に取り組みました。山の所有者やボランティア、青年団、消防団、PTA、地域住民など有志 200 名が協力し、それぞれの経験や技術を生かして、避難路の拡幅や枕木・砂利の敷設、手すりの設置など、避難路及び避難場所の整備を行いました。



なお、この取り組みは、消防庁が防災に関する優れた取り組みを表彰する「防災まちづくり大賞」において、消防庁長官賞を受賞するなど評価いただいております。これを励みとして、今後も地域住民が一丸となって自発的な防災活動に取り組めます。

←整備された避難路

## (2) 家庭内安全対策

防災知識の普及・啓発とともに、各家庭においても災害に対する備えをしておくことは、各自の生命、身体、財産を守るばかりでなく、地域の被害を軽減するために必要不可欠です。

また家庭における防災対策は、防災意識や危機意識の風化に伴い、具体的な行動に結びつかない状況もみられるため、自主防災組織が主体となり継続的に取り組むべき活動です。

阪神・淡路大震災では亡くなった方（神戸市内）の8割以上は家屋の倒壊によるもので、ケガをした方の半数近くは家具の転倒によるものでした。

また発災直後は、道路の損壊や交通渋滞により、食糧や飲料水等の救援物資が十分に行き渡らない避難所があったことから、各家庭における普段からの備えは非常に重要といえます。

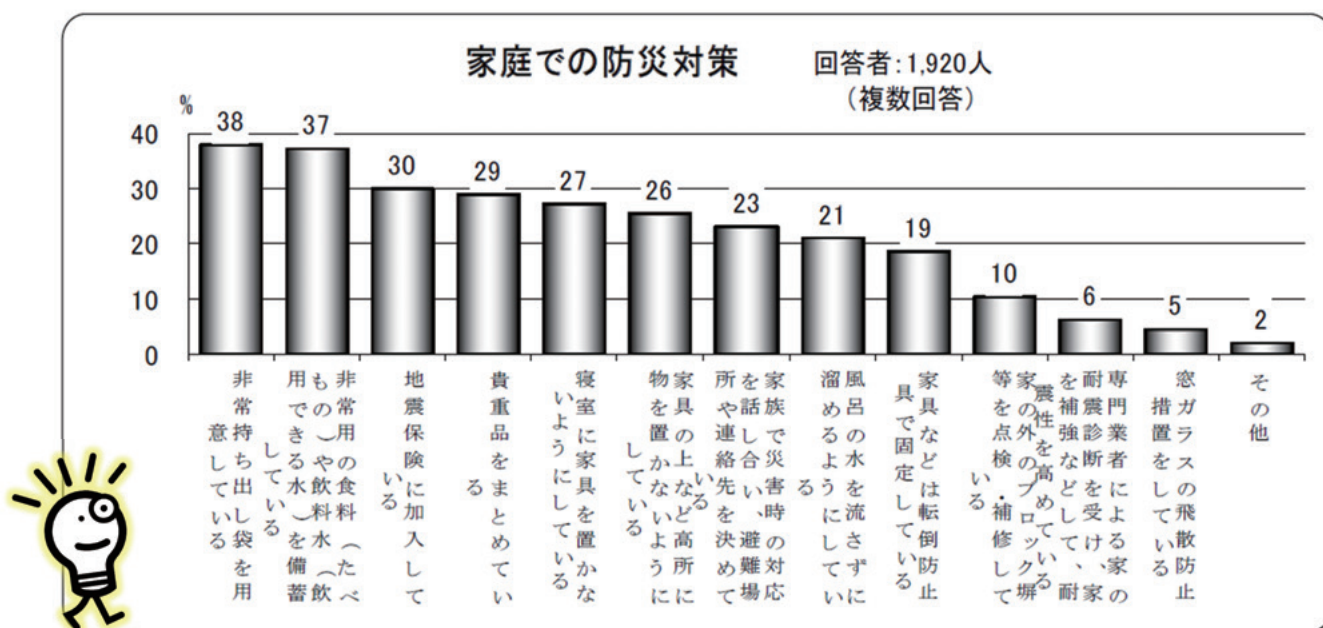
### (ポイント) 具体的な家庭内安全対策

家庭内安全対策として次のような方法が考えられます。

- ・耐震診断等の建物の安全対策
- ・家具等の転倒・落下防止
- ・防災用品、食糧・飲料水等、物資の事前準備
- ・住宅用火災警報器の設置促進、初期消火等、住宅防火対策 など



家庭における防災対策についてのアンケート調査結果（石川県消費生活支援センター等 H19 年度実施）





### (補足)非常用持ち出し品(例)

避難するときに持ち出すべきものを、非常用持ち出し袋に入れ、いつでもすぐに持ち出せるように備えておくことが大切です。

持ち出しが必要な品目は、家族構成、住居や地域の特性によって異なります。自分や家族にとって本当に必要なものを考えて準備しましょう。

#### 貴重品類 | 現金、預金通帳、印鑑、保険証、免許証など

○現金は、公衆電話用に10円玉も用意しておくとい良いでしょう。また、通帳、カード、健康保険証、運転免許証などは番号を控えたメモかコピーを用意しておくとい良いでしょう。貴重品は盗難等に十分注意する必要があります。

#### 避難用具 | 懐中電灯、携帯ラジオ、電池、携帯電話の充電器、ヘルメットなど

○懐中電灯はできれば一人に一つ用意できるとい良いでしょう。

#### 生活用品 | 手袋、毛布、缶切り、ライター・マッチ、ナイフ、ほ乳瓶など

○軍手は実用的ですが、防寒機能はあまりない点に留意しましょう。

#### 救急用具 | 救急箱、処方箋の控え、胃腸薬・便秘薬・持病などの薬、生理用品など

○絆創膏・消毒液などの他、ビタミン剤など日頃使っているサプリメントなどもあるとい良いでしょう。

#### 非常食品 | 乾パン、缶詰、栄養補助食品、あめ・チョコレート、飲料水など

○そのまま食べられるものが便利です。非常食にも賞味期限があるため、古いものを入れ替えるなど、日頃の管理が必要です。

#### 衣料品 | 下着・靴下、長袖・長ズボン、防寒用ジャケット・雨具

○衣類は動きやすいものを選びましょう。セーターなどの防寒着も寒い季節には役立ちます。

#### その他 | 携帯用カイロなど



非常用持ち出し品 (例)

### (3) 地域の災害危険や防災資源の把握

地域の災害危険箇所や防災資源など、地域の防災力を把握することは、災害時の対応を検討するうえで欠かすことのできない活動です。

#### (ポイント) 地域防災力を把握する視点

	地理的	物的	人的
災害時の留意点	災害時に被害発生 の原因となる地形等 ex 河川、がけ、低地、 埋立地 等	災害時に危険となる 施設や構造物 等 ex ブロック塀、屋外広 告物、側溝 等	避難などの際、注 意が必要な人 等 ex 災害時要援護者、 転入者 等
防災資源	災害時に活用でき る地形 等 ex 広場、高台、井戸な どの水利 等	災害時に活用でき る施設や設備 等 ex 避難所、防災倉庫、 防災行政無線、病院、 消防、コンビニ 等	災害時に活用でき る技術を持つ人 等 ex 建設業の従事者、 福祉関係者、医療関 係者、自治会役員 等



住民同士で事前に、地域で考えられる災害や、その被害を確認し、地域の安全点検項目について話し合いを行います。



地域で「まち歩き」を行うなど、地域の点検項目（災害危険や防災資源）について確認し、気づいたことなどをお互いに報告します。



把握した災害危険箇所や防災資源を防災マップや台帳としてまとめ、いざという時、活用できるようにしておくことが大切です。

地域住民の参加を促すため、地域防災力の把握を「親子ふれあい防災ウォーキング」や「タウンウォッチング」といった実際に地域内を歩いてみるイベントとして行うほか、その成果を防災マップづくりにつなげてみるとよいでしょう。

## 2 防災訓練の実施

### (1) 様々な防災訓練

防災訓練は、自主防災組織の活動において核となる重要なものであり、防災計画に基づき実施します。

#### (ポイント) 防災訓練の留意点

防災訓練では、次のような点に留意する必要があります。

- ・正しい知識、技術を習得するために、消防機関等の指導を受ける。
- ・訓練終了後に、訓練内容を見直して必要な改善を行う。
- ・地域内の事業所等の自衛消防組織、さらには近隣の自主防災組織とも共同して防災訓練を行う。
- ・特定の災害だけでなく、地域の実情に即した訓練内容とする。
- ・災害時要援護者にも配慮した効果的な訓練内容とする。
- ・市町や消防機関等が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。
- ・短時間でも訓練を行えるよう、実施方法等を工夫する。
- ・固定観念にとらわれず、応用動作ができるようにする。
- ・訓練にあたっては、事故防止に努める。
- ・訓練の計画や実績の報告を市町が求めている場合は、忘れずに届け出る。



### (2) 個別訓練

個別訓練には、情報収集・伝達訓練、消火訓練、救出・救護訓練、避難訓練、給食・給水訓練等があり、各班において**知識・技術の習得に向け、繰り返し行う**必要があります。

#### ① 情報収集・伝達訓練

災害情報を収集するにはラジオやテレビ、インターネットなど、様々な方法が考えられますが、それだけで必要な情報の全てを得ることはできません。地域の情報を収集・伝達する際には、自主防災組織の果たす役割が極めて重要となります。

災害時には、自主防災組織が情報の中継点となり、市町や消防機関等からの情報を地域住民に伝え、また逆に地域の被害状況、住民の避難状況などを市町や消防機関等に伝達することが求められます。



訓練では、地域内の被災状況、災害危険箇所の巡視結果及び避難の状況等の情報を正確かつ迅速に収集・整理し、自主防災組織本部へ報告します。

また、地域住民にも整理した情報を伝達します。その際、各世帯への情報伝達を効率よく行うため、予め情報伝達経路を定めておくことが重要です。なお、地域の被害想定等をもとに訓練を行うと、より実践的な訓練となります。

### 情報収集訓練（例）

- ①本部から情報班に収集すべき情報の指示を出す。  
収集すべき情報の例としては、次の項目が考えられる。
  - ・現場の住所、目標、現場の状況
  - ・負傷者の有無と程度、今後予測される状況
  - ・現在の措置、通報者
  - ・避難所における避難者数、避難状況
- ②情報班員は地域ごとに危険箇所の巡視等を行い、情報を収集し、災害があったと想定してメモを作成する。
  - ・メモには日時、作成者氏名を明記する。
- ③地域ごとに収集した情報を取りまとめ、本部へ報告する。
  - ・口頭のみでの報告は避ける。

### 情報伝達訓練（例）

- ①模擬情報を付与する。
- ②地域の伝達経路を基に順次、情報を伝達する。
- ③最終的に伝達された模擬情報が、どの程度正確に伝達されたかを確認する。



災害発生時には地域の被害状況を迅速かつ正確に収集・伝達する必要があります。自主防災組織としては、地域内の情報を収集・伝達しやすい単位を考慮して（例えば10～20世帯で分割する等）、情報収集・伝達体制を予め検討しておくこと、災害時により効率よく活動することができます。

また、被害状況だけでなく、どういった人が地域で困っているか等、人に関する情報についても収集するようにしておくこと、災害ボランティアや社会福祉協議会と連携する際に有効な情報となり得ます。

### (補足)「正常化の偏見」??

災害時には、自分が置かれている状況を理解できず、目の前に危険が迫ってくるまで、その危険を認めようとしない心理が働き、「たいしたことはない」と思いこむ場合があります。

この「まさか自分に被害が及ぶはずはない」という思いこみを、災害心理学では、「正常化の偏見」と呼んでいます。

こうした心理は、避難行動を含め、被害の軽減の大きな障害となる恐れがあるため、自主防災組織においては、災害が及ぼす危険な状況をいかに正確な情報として住民に伝えるかが重要となります。

自主防災組織は、災害時における地域の消火・救助活動にとどまらず、市町や消防機関等から提供される地域の災害情報や災害発生時の行政の対応に関する情報について、正確な情報収集を行い、各戸にきめ細かく伝えなければなりません。

なお、情報収集・伝達訓練では以下の点に注意が必要です。

- ・ 事実を確認し、時機に適した報告を行う。
- ・ 市町や消防機関等との情報を共有する。
- ・ 伝達は簡単な言葉で行い、難しい言葉を避ける。
- ・ 口頭だけでなく紙に書いたものを渡すなど正確に伝える工夫をする。
- ・ 受信者に内容を復唱させて、正しく情報が伝わっているか確認する。
- ・ 流言には数字がからむことが多いため、数字の伝達には特に注意する。
- ・ 「異常なし」も重要な情報である。
- ・ 定期的な報告を行う。



## ② 消火訓練

阪神・淡路大震災では火災によっても大きな被害が生じています。出火防止や初期消火は被害の拡大防止のために非常に重要な活動です。

訓練では、出火箇所に見立てた「まど」等を使用して、消火器、可搬式小型動力ポンプ等による放水消火や水バケツを用いた消火等を行い、消火用資機材の使用方法及び消火技術を身に付けます。

なお自主防災組織としては、消火訓練とともに、火災予防運動等あらゆる機会をとらえ、防火意識の向上に努め、日頃から地域ぐるみで出火防止に心がける必要があります。

### ③ 救出・救護訓練

はしご、ロープ、エンジンカッター等の救出用資機材の使用方法や負傷者等の応急手当の方法、救護所への連絡、搬送の方法等について習熟します。

また、AED（自動体外式除細動器）をはじめとする救急救命用資機材の使用方法、負傷者の応急手当の方法といった救護の要領について、日頃から市町や消防機関、日赤等が実施する普通救命講習を受講するなどにより習熟しておくことも大切です。

#### （補足）AED（自動体外式除細動器）について

AED（自動体外式除細動器）とは、心臓の突然の停止（心室細動）の際に電気ショックを与え（電氣的除細動）、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器です。AEDは、音声ガイドや液晶画面で操作方法を案内するなど、救急の現場で一般の人でも簡単に安心して除細動を行えるよう設計されています。

総務省消防庁が平成20年に実施した調査では、一般市民による応急手当が行われた場合の1ヵ月後生存率は12.8%で、行われなかった場合の8.2%と比べ、約1.6倍となっています。



このように、現場に居合わせた方による迅速な手当は、救命のために非常に重要であり、AEDが、緊急時の救命に役立てられることが期待されています。



### ④ 避難訓練

災害時に落ち着いて避難行動をとることができるようにするには、普段から避難経路や避難場所を確認しておくことが大切です。

訓練では、避難誘導班を中心として、組織ぐるみで避難の要領を把握し、定められた避難所まで迅速かつ安全に避難できるようにします。その際、地域内の避難状況の把握方法の確認や、災害時要援護者の避難支援が計画どおり機能しているか確認することも重要です。

また、訓練参加者は避難経路や避難場所の安全について確認するとともに、避難時の非常用持ち出し品や安全な服装について留意する必要があります。

なお、避難等で自宅を離れる際、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めておくことを訓練時にも行うことが大切です。

## ⑤ 給食・給水訓練

訓練では、炊飯装置、ろ水装置の使用等限られた資機材を有効に活用して食糧や飲料水を確保する方法、技術や、食糧を各人に効率よく配給する方法等について習熟します。また、各家庭や自主防災組織として必要な備蓄がなされているかについても確認します。

### (ポイント) 給食・給水訓練の留意点について

給食・給水については、次のような点に十分配慮する必要があります。

- ① 各家庭では、必要な食糧を非常用持ち出し品として備えておき、いつでも持ち出せるようにしておく。
- ② 各家庭では、長期保存が可能でできるかぎり嗜好に幅広く対応した食糧及び飲料水を備蓄するとともに、保存可能期限の満了時ごとに交換しておく。また、ポリタンク等の生活用水は定期的に入れ替えておく。
- ③ 自主防災組織として共同備蓄倉庫等を設け、飲料水、食糧、ろ水器、鍋、炊飯装置、燃料、各種容器等を備蓄しておく。
- ④ 自主防災組織として地域内にある井戸、水槽、池、プール等を調べ、災害時に飲料水、生活用水として使用できるよう、所有者等と協議しておくとともに、必要に応じ市町が設置した飲料水兼用貯水槽の利用についても習熟しておく。
- ⑤ 自主防災組織として食糧品等の救援物資の配給計画やその周知方法を策定しておき、整然と配布できるようにしておく。



## ⑥ 避難所運営訓練・避難所体験訓練

災害時に開設される避難所の運営には、地域のことをよく知る自主防災組織が関わるのが想定されることから、避難所の運営や避難者に対する生活支援の方法についての訓練を行います。また、避難所での生活を訓練で体験することを通じて、避難の際の所持品や平常時からの準備について考え、地域住民の防災意識を高めることができます。

## (3) 総合訓練

実際の災害時には、初期消火、救出・救護、情報伝達、避難誘導、給食・給水などを一連の流れの中で実施することになります。

個別訓練によって習得した知識・技術を総合し、組織の各班が相互の連携をとりながら、それぞれ適切、効果的に有機的な防災活動ができるようになるため、総合訓練を行います。

実際に大規模災害が発生したと仮定し、時間の流れに沿って被害状況を付与する「発災型訓練」などの方法があります。

#### (4) 体験イベント型訓練

防災と直接には関係しないイベント等において、災害時に役立つ基礎知識の普及や災害疑似体験といったプログラムを取り入れることによって、**防災を意識せずに災害対応能力を高める**ことができます。

キャンプの各行事に防災の要素を取り入れた「防災キャンプ」や、学校や地域の運動会で防災の要素を取り入れた競技（例えばバケツリレー）を行うなどの方法も有効です。

また、地域内の事業所や近隣の自主防災組織にもイベントに参加してもらい、訓練と同時に連携の強化を図っていくことも大切です。

#### (5) 図上訓練

図上訓練は、**災害へのイメージトレーニングとして、災害に対する地域や自らの意識に何が足りないか**（例えば、被災した時の知識や消火活動等の防災行動力等）への「気づき」となり、**今後どんな訓練を行えば良いのか**という「行動」につながる重要な訓練です。

図上訓練については、防災マップ等をもとに議論を行うブレイン・ストーミング型の災害図上訓練など、様々な方法があります。

また、地震、風水害等、災害の種類によって地域のニーズは異なるため、クロスロードなどの防災ゲームを活用し、過去の災害から学び、災害時の対応をイメージしておくことも大切です。

##### (補足) 防災ゲーム「クロスロード」

「クロスロード」とは、「岐路」、「分かれ道」意味する言葉です。災害対応の場面では、ジレンマを伴う重大な決断の連続です。

災害対応カードゲーム「クロスロード」は、自主防災組織など地域の集まりで気軽に楽しめるシミュレーションゲームであり、「市民編」、「災害ボランティア編」など、新しいテーマのカードが次々と制作されています。

ゲームの参加者は災害時に直面する様々な問題に対して、どっちの道に進むのか選び、回答はグループ全員が「イエス」か「ノー」の札で答え、なぜそう思うのか、という話し合いを通じて答えを見いだしていきます。



### 3 防災資機材の整備

自主防災組織が情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等の役割を果たすためには、それぞれの役割に必要な資機材等を備えておかなければなりません。その場合、**地域の実情や組織の構成等からみて、どのような資機材を備えるべきか、市町の防災担当部署や消防機関等の指導を受けながら十分検討することが必要**です。

また、市町には、資機材等の購入に対し助成を行っているところもあるため、支援制度の有無について確認が必要となります。

#### (ポイント) 防災資機材整備の留意点

防災資機材の整備では、次のような点に留意する必要があります。

- ・各家庭に、消火器（地震時に転倒しても使用可能な粉末消火器、強化液消火器等）、汲置の水バケツ、消火用水または乾燥砂等を備えるよう指導、推奨する。
- ・応急手当用医薬品について、できれば地域内の病院、医院、薬局等に対し、災害時には医薬品の提供が得られるよう協議しておく。
- ・救急救命用資機材として、AED（自動体外式除細動器）の設置箇所等を把握しておく。
- ・救助用の大型工作資機材については、地域内の土木、建設会社等に対して、災害時に機材の貸与が得られるよう協議しておく。
- ・訓練用の資機材等、近隣の自主防災組織や団体、事業所等と必要に応じて資機材を共有し、効率のよい維持管理に向け工夫する。



なお資機材の保管、管理にあたっては、用途、目的に合わせ、防災拠点での管理や地域ごとの分散管理を行い、**地域の実情に応じて最も機動的かつ迅速に利用できるようにしておく**必要があります。

特に救護用や給食・給水用資機材を備蓄する拠点について、自主防災組織が単独であるいは共同で、防災倉庫を設けることも必要です。

#### (補足) 防災資機材整備の工夫

防災資機材の整備にあたり、次のようなコストを抑える工夫も必要です。

- ・廃品、リサイクル品や資源ゴミなどを回収し、資金調達をするほか、防災資機材としても活用する。
- ・住民がそれぞれ提供可能な資機材を持ち寄る。（平常時から提供可能な資機材のリストを作成しておく。）



## 主な防災資機材（例）

目的	資機材	目的	資機材
情報収集 ・伝達用	携帯用無線機、受令機 電池メガホン 携帯用ラジオ 住宅用地図 模造紙などメモ用紙 筆記用具 腕章	救護用	担架 救急箱 テント 毛布 シート 簡易ベッド
	初期消火用		可動式動力ポンプ 可搬式散水装置 簡易防火水槽 ホース スタンドパイプ
水防用		救命ボート 救命胴衣 防水シート シャベル つるはし スコップ ロープ かけや（ハンマー） くい どろう袋 ゴム手袋	給食・給水用
	救出用	ハール はしご のこぎり スコップ なた ジャッキ パンチ ハンマー ロープ チェーンソー エンジンカッター チェーンブロック 油圧式救助器具 可搬式ウィンチ 防煙・防塵マスク	

## 4 災害時要援護者対策

### (1) 災害時要援護者とは

平成23年3月に発生した東日本大震災における高齢者の被害状況をみると、被害が大きかった岩手県、宮城県、福島県の3県で収容された死亡者は平成24年3月11日までに15,786人にのぼり、検視等を終えて年齢が判明している15,331人のうち60歳以上の高齢者は10,085人と65.8%を占めています。

地震だけでなく、近年の豪雨や豪雪などによる災害においては、死者の大半が高齢者となっており、高齢者を含む「災害時要援護者」の対策は、災害時において人的被害を少なくしていくための重要課題です。

いわゆる「災害時要援護者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられています。

地域社会において災害時要援護者の安全を確保することは、地域全体の安全を向上させることにもつながるため、災害時要援護者の状況を知る行政や福祉関係団体等と連携しながら対策に取り組む必要があります。

### (2) 災害時要援護者が抱えるハンディキャップ

災害時要援護者が抱えるハンディキャップには様々なものがあります。それぞれが抱える課題に応じた支援が必要とされます。

- ① 自分の身に危険が差し迫った場合、それを認識することが難しい。  
例) 乳幼児、判断力に乏しい精神障害者、認知症患者 など
- ② 危険を知らせる情報を受け取り、状況を判断することが難しい。  
例) 聴覚・視覚障害者、外国人、旅行者 など
- ③ 危険を知らせる情報を受け取っても、対応する行動をとることが難しい。  
例) 高齢者、手足が不自由な傷病者、妊婦 など





### (3) 災害時要援護者に対する支援の取り組み

災害時要援護者の支援は、次のような流れで取り組みます。

#### ① 要援護者の特定

地域において、災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定する。



#### ② 要援護者情報の収集・共有

市町の防災部局と保健福祉部局のみならず、直接避難支援に携わる自主防災組織、民生委員等が要援護者に関する所在などの情報を共有する。

※要援護者情報の収集・共有には個人情報保護など難しい課題もあるため、関係者が連携し、その取り扱いを十分協議しておくことが大切です。



#### ③ 避難支援プランの策定

一人ひとりの要援護者に対して、災害時に**誰が**支援して**どこの**避難所等に避難させるかなどを定める「避難支援プラン」を策定する。

## 5 他団体との連携

これからの自主防災組織の活動においては、自主防災組織相互の連携のほか、消防団、学校等の地域の様々な活動団体と有機的に連携し、活動の活性化を図り、防災をはじめとする地域の安全・安心への取り組みを進めていくことが求められています。

その際、各団体の活動の特徴を踏まえ、**他団体が行う活動と自主防災組織の活動を結びつけ、相互の得意分野で地域の防災力を補完し合う活動を心がける**ことが必要です。

また、連携による活動においては、互いに良きパートナーとなれるよう、普段から関係づくりをし、地域における人的ネットワーク（つながり、結びつき）を広げていくことで、地域の安全・安心な暮らしへの住民意識の高揚やコミュニティの強化につながり、地域防災力のさらなる向上が期待できます。

地域の様々な団体との連携により、これまでは実施困難であった活動に対しても、広域的かつ多様な手法での取り組みが可能となります。

# 第3章 自主防災組織の活動（災害時）



## 1 地震災害時の活動

### (1) 自主防災組織の対応活動

災害時の活動は、災害発生からの時間の推移により変化するため、時期に応じた的確な活動を行う必要があります。また、自主防災組織は初動対応以降も復旧・復興に向けて、他団体と連携しながら、継続的な活動をしていかなければなりません。

また、災害時の対応活動は、自身及び家族の安全を確保したうえで実施されることが前提です。

### 想定される被害と対応活動（例）

	平常時	災害時		
		発生直後	～数時間後	～数日後
想定される被害		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物倒壊・家具転倒</li> <li>○ 配水管の断絶</li> <li>○ 都市ガス低圧管断絶</li> <li>○ 送電線の断線</li> <li>○ 電話線の断線、輻輳</li> <li>○ 交通機関のマヒなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出火・延焼</li> <li>○ 死傷・要救出者の発生</li> <li>○ 余震・津波の発生など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ライフライン一部復旧</li> <li>○ 余震の発生</li> <li>○ 通電火災の発生など</li> </ul>
自主防災組織の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災知識の普及・啓発</li> <li>○ 地域の災害危険の把握</li> <li>○ 防災資機材の整備</li> <li>○ 防災訓練の実施など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自身・家族の安全確保</li> <li>○ 安否確認</li> <li>○ 出火防止</li> <li>○ 救出・救護</li> <li>○ 避難・避難誘導など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 初期消火</li> <li>○ 救出・救護</li> <li>○ 避難・避難誘導</li> <li>○ 被害情報の収集・伝達など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所運営</li> <li>○ 給食・給水</li> <li>○ 防疫・衛生管理</li> <li>○ 避難中の防犯活動など</li> </ul>
災害時の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域で救援活動に当たる人も含めて、大部分の人が被災者となる。</li> <li>○ まず自身と家族の安全を確保し、そのうえで、近隣の住民を支援する。</li> <li>○ 自助と共助が活動の中心となる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政や公的機関と連携し、必要な対応を行う。</li> <li>○ 外部からの人材や物資など、様々な支援活動を受け入れる。</li> </ul>

## (2) 情報の収集・伝達

地震により被害が発生したときに、的確な応急対応をとるためには、まず災害情報の正確かつ迅速な収集及び伝達に努めなければなりません。

自主防災組織には、市町や消防機関等からの情報を住民へ伝達し、また地域で収集した情報を市町や消防機関等へ報告するという、情報の中継地点としての役割が求められます。

このため、**事前に担当区域を分担し、収集係と伝達係の責任者を明確にしておくなど正確・迅速な情報収集体制を整えておくことが大切です。**

情報の収集・伝達にあたって、パソコンや携帯電話などを活用することは非常に重要ですが、電気、電話やインターネット回線が不通になる可能性も考慮し、**様々な通信手段を確保しておく必要があります。**

報告にあたって、**被害がないという情報も重要な情報であり、忘れずに報告することが大切です。**また、デマ等により混乱が発生し、対応活動に大きな影響が生ずる事態は回避しなければなりません。**複数のルートで情報の内容を確認することも大切です。**

## (3) 出火防止・初期消火

地震発生時の火災は、被害を何倍にも大きくします。地震発生時に火災を出すことがなければ、火災による避難の必要がなくなり、負傷者を落ちついて救護することも可能となるため、**地震の揺れを感じたらすぐに火を消すなど、出火を防止することが最も大切です。**

また、大規模地震発生時には建物の倒壊や地割れ、停止車両等による交通障害の発生や配水管の破損による消火栓の不使用、火災の同時多発などにより消防機関の活動が制限される可能性があります。このため、万一、出火した場合には自主防災組織が中心となって初期消火や延焼防止を行う必要があります。

消火班の活動は、第1段階として街頭設置の消火器等を使用して消火にあたります。これを使用しても消火不能なほど拡大した火災に対しては、第2段階として、可搬式小型動力ポンプにより消火活動にあたることとなります。

### (ポイント) 消火班の活動基準

消火班の活動基準としては、次のような項目が考えられます。

- ・地震が発生した場合、各消火班員は、自分の家庭の出火防止措置及び家族の安全対策を講じたのち、速やかにポンプの格納庫に参集する。
- ・組織の地域内に火災が発生した場合は、最低限必要な班員が集まり次第出動する。
- ・放水は原則として屋外で行う。
- ・火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
- ・消防機関が到着したら、その指示に従う。
- ・津波発生の可能性がある場合は、迅速に避難する。



可搬式小型動力ポンプ等の資機材を整備している自主防災組織は、いざ火災発生時に整備不良のため使用不能というようなことがないように、消火班が中心となり**日頃から点検等**を行わなければなりません。また、その**使用方法についても習熟しておく**必要があります。

なお、自主防災組織が可搬式小型動力ポンプ等を利用して**どの程度の火災まで対応するのか**、消防機関等とどのように協力するの**かは**、地域の状況により異なるため、**予め協議しておく**ことが必要です。

また、地域内の事業所に自衛消防組織が存在する場合には、事業所と予め協定を結ぶなど、消火活動等について協力を得られるようにしておくことが望まれます。

### (補足) 地震後の通電火災

～電気のブレーカーを下ろし、ガスの元栓を閉めることで予防しよう！～

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、発災後しばらく時間が経ってから火の気のないところで火災が発生するという新たな火災現象がおきました。

原因は、地震により、電化製品が電源の入った状態のまま転倒するなどして停電となったため、電気復旧後に転倒した状態の電化製品に電気が流れたことによるものや、半断線した電気コードがショート等を起こしたことによるものでした。このほか地震直後に漏えいしたガスに、自動的に回復した電気の火花が飛んで火災が発生したケースもありました。

このような火災を「通電火災」といいますが、これを防止するためには、自宅に被害を受けてやむを得ず避難する際に、必ず電気のブレーカーを下ろして電力の供給を止めることが重要です。また、併せてガスの元栓を閉めることも忘れないように心がける必要があります。



## (4) 救出・救護

地震が発生すると、建物倒壊や落下物等により多数の負傷者が発生し、救出・救護が必要な事態が生じます。自主防災組織としては、倒壊物やガレキの下敷きになった人を、資機材を使用して救出にあたるほか、負傷者には、応急手当等を行い、病院へ搬送する等の支援が求められます。

大規模地震発生時には救急車の出動要請が同時に集中し、119番が「話し中」となり、出動した救急車も建物倒壊による通行不能や道路混雑のため、思うように活動できなかつた事例もあるため、自主防災組織の防災計画においては、**負傷者に対する救出・救護計画を定めておく**必要があります。

### (ポイント) 救出・救護活動にあたっての留意事項

救出・救護活動にあたっては、次のような点に留意する必要があります。

- ・大規模な救出作業が必要な場合には、資機材を有効に活用して救出活動を行うとともに、必要と認められる場合には、速やかに消防機関等の出動を要請する。
- ・状況に応じて、できるだけ周囲の人の協力を求めるとともに、二次災害発生の防止に努める。
- ・倒壊した建物などの下敷きになった人の救出に際し、同時に火災が発生した場合は、火災を制圧しつつ救出活動にあたる。
- ・災害時要援護者台帳やマップ等を活用し、効果的な救出活動を行う。

また、地域の医療機関と予め協議し、負傷者の受け入れ等について承諾を得ておくとともに、臨時の応急救護所を避難場所に設けることについて、市町や消防機関等と十分協議しておくことが望まれます。

なお、重傷者が出た場合は、直ちにこれらの医療機関または応急救護所へ搬送します。

### (補足) クラッシュシンドローム

倒壊した建物などに挟まれ長時間血流を遮断されていた人が救助などにより圧迫から解放されると、突然心停止してしまうケースがあります。圧迫され破壊された筋肉細胞から生じたカリウムが、血流の回復と同時に流れ出し、高カリウム血症を引き起こすことで心臓を停止させるためです。

また、血流が戻ると、破壊された筋肉の細胞膜から血液中の水分が取り込まれ、脱水状態となり、急性腎不全を引き起こします。これらの症状を「クラッシュシンドローム」と呼び、救出にあたっては、水を飲ませながら救出し、できるだけ早く血液透析のできる病院に搬送することが必要です。

## (5) 避難誘導

大規模地震発生時には、自主防災組織に災害に関する情報が集まることから、避難活動の中心的役割を担うことが想定されます。

避難誘導班を中心に、避難の呼びかけや、高齢者・障害者、子ども、負傷者などに対する避難支援を行います。

また、被害の状況や災害が発生した時期や時間帯、火災発生時の風向き等によって、安全な避難経路や開設される避難所が異なることから、正確な情報把握に努め、安全な避難が可能な経路を選択し、避難誘導・支援を行う必要があります。避難にあたっては、事前に市町や消防機関等と十分協議のうえ、組織の防災計画において避難計画をつくり、関係住民に周知徹底しておかなければなりません。

また、避難場所は市町の地域防災計画において定めることとなっていますが、そこに至るまでの**一時避難場所（または一時集合場所）**については、**市町や消防機関等と協議して、予め組織の防災計画において定めておく**必要があります。

### (ポイント) 一時避難場所の条件 (例)

一時避難場所が満たすべき条件として、次のような項目が考えられます。

- ・ がけ崩れ、津波等による災害の危険のない場所であること。
- ・ 子ども、高齢者、障害者にとっても避難が容易な場所であること。
- ・ 救援活動に適した広さの場所であること。
- ・ 住民によく知られた場所であること。

なお、避難場所に、可搬式小型動力ポンプ、消火器等の消火用資機材及び担架、救急セット等の救出・救護用資機材等を備え、自主防災組織の応急防災活動の拠点とすることが望まれます。



## (6) 給食・給水

地震により、停電、断水、ガスの供給停止に加えて、食糧、飲料水、生活用水も不足することも予想されることから、自主防災組織としては、給食・給水班を中心に、避難所等での安全・安心な生活支援として、食糧や飲料水、救援物資の配分を行うほか、炊き出しを行う必要があります。

住民への給水・給食にあたっては、**災害時要援護者や自宅で避難生活を送っている、調理ができずに食事を求めて避難所へ来る人、帰宅困難者となった地域外の人等がいる**ことを認識し、柔軟で的確な対応が求められます。

また、炊き出しを行う際は、**衛生面に十分配慮し、食中毒等の二次災害を出さないよう心がける**必要があります。

給食・給水活動にあたっては、次のような点に留意する必要があります。

### (ポイント) 給食・給水にあたっての留意事項

- ・自分で水や食事を取りにくることができない人、アレルギー体質の人等、様々な事情を抱えている人へ配慮する。
- ・高齢者や病人、乳幼児などは、一般の防災備蓄食品が合わない場合もあるため、できるだけそれぞれの人に合わせた食べ方を考える。



## (7) 避難所の開設・運営

避難所は、災害の直前、直後において避難者の生命の安全を確保する施設として、さらにその後、もとの生活に戻るまでの間を生活する施設として重要な役割を果たします。

避難所の開設は、市町が指定した施設の安全確認がされた後、原則として行政職員が施設管理者の協力を得て行います。しかし、大規模災害発生時には行政職員や施設管理者が施設へ来られるとは限らないため、**事前に施設の鍵を自主防災組織が共同して保管する(保管場所、保管方法等の情報の共有)など、関係機関と調整をすることが必要**です。

また、避難所では、様々な人が同じスペースで生活を行うことから、避難者は災害による精神的な不安や、日常生活の不便さ、不自由さなど様々な問題に直面することとなるため、**避難者(自主防災組織)が中心となって、お互いに協力し合い、秩序ある避難生活が営まれるよう努める**とともに、行政や施設の担当者から後方支援的に協力を得られるよう、日頃からの備えが重要となります。

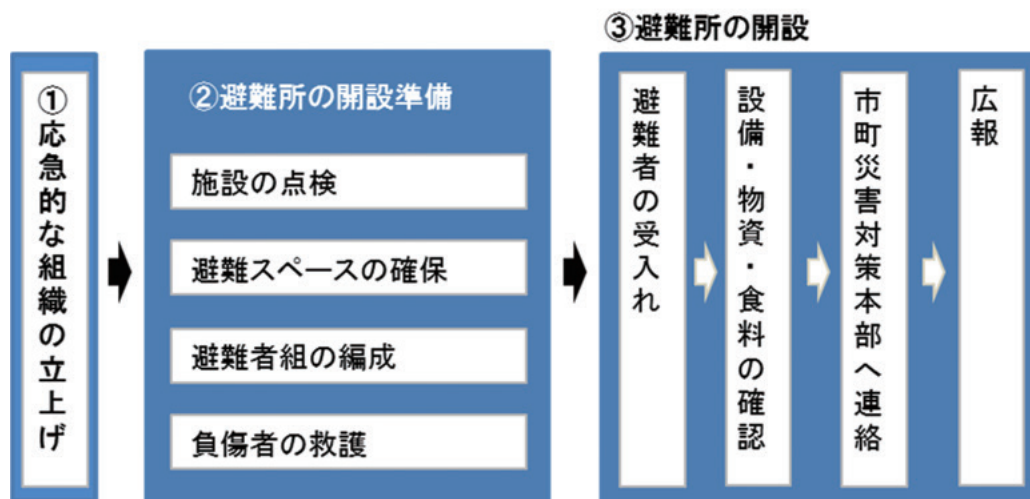
避難所の開設・運営に備え、市町や施設の担当職員と相談しながら、必要となる作業の手順などについて事前に検討しておくことが必要です。

## 避難所で提供する生活支援（例）

分野	避難所の機能	考慮すべき事項
生活 基盤	安全の確保	安全な施設に迅速・確実に避難者を受け入れる。
	物資の提供	必要な物資が均等に行き渡るよう配慮する。
	生活場所の提供	季節に応じた寒暖対策やプライバシーに配慮する。
保健・医 療・衛生	健康の確保	避難が長期化した場合、心のケア等にも配慮する。
	衛生的な環境の 確保	避難者の生活が続く限り、継続する必要がある。
情報	情報提供	時間の経過とともに必要とされる情報は変化する。
	コミュニティの 維持・形成	避難の長期化に伴い重要性が高まることから、避難所のルールや良好な関係が維持できるよう調整する。

## 避難所運営の流れ（例）

【初動期の活動】



①避難者の中からリーダー（代表）、その補佐を選出します。

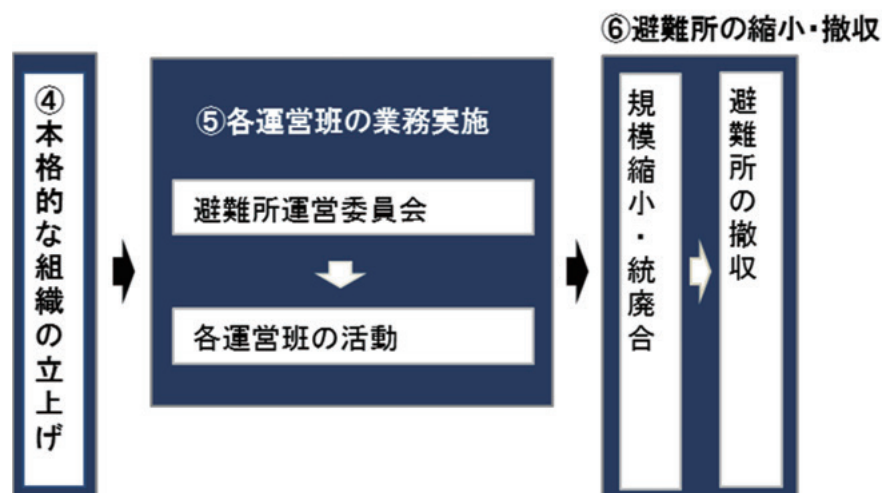
※初期における代表は自主防災組織などの役員等が良いとされ、本格的な組織立上げ後に運営委員会へ事務を引き継ぎます。

②専門の知識を持った方や施設管理者等と施設の安全点検を実施します。その後、スペースの割り振りや町会などの単位で避難者組を編成します。

③避難者の誘導、名簿作成、設備や備蓄物資の確認をし、市町災害対策本部へ避難所の状況等を報告します。また、避難所を中心とした支援サービスの呼び掛けなどを行います。



## 【展開期～安定期～撤収期の活動】



- ④ 避難者の代表を中心に市町及び施設担当で避難所運営委員会を設置します。
- ⑤ 運営班の班長を選出し、班長と避難者組の代表が話し合い、班員を選出します。
- ⑥ 避難所の規模を縮小する際には運営体制の再構築が必要となります。避難者の減少に伴い、避難所運営を行う人員の確保に努めます。また、避難所の撤収を見据え、避難所外の住民にも運営に参加してもらい、地域全体で支援する体制をつくるのが大切です。

## 避難所に関する用語

### 避難所運営委員会

避難所運営の主要な業務を担い、かつ業務実施を決定する機関。避難者の中から選ばれた自主防災組織や自治会の代表者・役員などが、市町担当者や施設管理者の協力のもと、自主的に避難所運営を行う組織。

### 運営班

避難所運営委員会の下部組織。名簿作成や炊き出しなど避難所運営についての様々な業務の実施組織であり、班員は避難者が交代や当番で担当する。

### 避難者組

避難所の部屋ごとに編成された避難者の便宜上の組分け組織。避難所運営委員会からの連絡や運営への参加は避難者組ごとに実施する。自家用車やテントなどで避難する屋外避難者も避難者組を編成する。

### 避難者組長

避難者組の代表者。避難所運営委員会からの指示を避難者に連絡するため、又は避難者組からの当番参加や配給など避難所運営への避難者の参加を円滑に行うために、避難者の互選により選任された者。

## 2 風水害時の活動

### (1) 自主防災組織の対応活動

風水害時においても、地震災害時と同様、時期に応じた的確な活動を行う必要がありますが、突然襲ってくる地震とは異なり、風水害はその発生までにある程度の時間があるため、被害が及ぶ危険を避けるために、**早期に情報伝達や避難といった行動をとることによって、大規模な被害を抑えることが可能**です。

したがって、風水害時の活動の内容については、避難後の行動など、地震災害時の活動を基本とするほか、次のような事前行動が求められます。

### 想定される被害と対応活動（例）

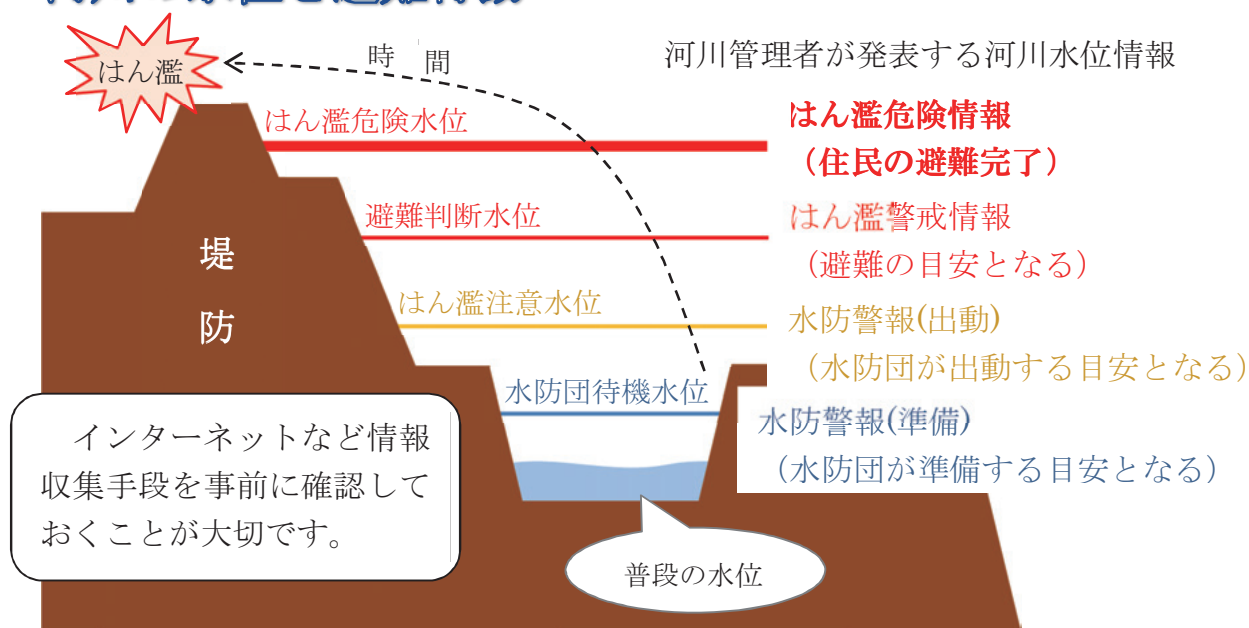
	平常時	災害切迫時	水害発生 発生直後	災害時 ～数日後	時間
想定される被害			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住家浸水・道路冠水</li> <li>○ 送電線の断線</li> <li>○ 交通機関のマヒ</li> <li>○ 死傷・要救出者の発生など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ライフライン復旧など</li> </ul>	→
自主防災組織の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災知識の普及・啓発</li> <li>○ 地域の災害危険の把握</li> <li>○ 防災資機材の整備</li> <li>○ 防災訓練の実施など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民への避難呼びかけ</li> <li>○ 土嚢積み等、被害を抑えるための活動</li> <li>○ 災害時要援護者の避難支援など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水防活動</li> <li>○ 救出・救護</li> <li>○ 避難・避難誘導</li> <li>○ 被害情報の収集・伝達</li> <li>○ 避難所運営など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給食・給水</li> <li>○ 防疫・衛生管理</li> <li>○ 避難中の防犯活動など</li> </ul>	→
災害時の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ラジオ・テレビなどの気象情報に注意し、避難準備情報や避難勧告・指示に備えて行動する。</li> <li>○ 地域の災害状況（水位、土砂災害の前兆現象）に注意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 早期に避難を完了し、避難所等での安否確認を実施する。</li> <li>○ 状況に応じて水防活動、救出・救護活動を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政や公的機関と連携し、必要な対応を行う。</li> <li>○ 外部からの人材や物資など、様々な支援活動を受け入れる。</li> </ul>	→

## (2) 情報の収集・伝達

風水害では、被害の及ぶ切迫性が現れてから、いかにすばやく避難を開始できるかがカギとなるため、正確な情報収集・伝達が重要となります。

気象台が発表する気象情報や、河川管理者が発表する洪水情報等に注意し、異常があれば速やかに避難するとともに、市町への通報を行います。

### 河川の水位と避難行動



市町が発表する避難に関する情報

情報の区分	地域の状況	対応行動
避難準備情報	人的被害の発生する可能性のある状況	災害時要援護者等、避難行動に時間を要する者は避難行動を開始し、それ以外の者は避難行動を支援する。
避難勧告	人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は避難行動を開始する。
避難指示	人的被害の発生する危険性が非常に高い、または被害が発生した状況	直ちに避難行動を完了する、その時間がない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

特に、風水害時の避難準備情報や避難勧告・指示の情報は、防災行政無線や広報車の音が雨音でかき消されるなどして住民に伝わらない場合もあるため、自主防災組織が迅速にこうした情報を住民に伝えることで、被害の拡大を抑えることが可能になります。

### (3) 避難及び避難所運営

風水害時の避難について、安全確保の観点から、規模や状況に応じて、逃げるべき**避難先やいつ避難を開始するか、避難経路、避難の手段などを予め検討しておく**ことが望まれます。その際に、専門家を交えて検討することが有効です。

また、洪水による浸水が既に始まっている場合は、避難にあたり次の点に留意する必要があります。

- ① 浸水深が50cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。また、流速が早い場合は、20cm程度でも歩行不可能であること。
- ② 用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10cm程度でも危険であること。
- ③ 浸水により避難施設までの歩行等が危険な状態になった場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に避難するなどの行動をとること。

## 避難の考え方と避難先の例

避難の区分	説明	地域の状況	避難先の例
水平移動	その場を立ち退き近隣の安全な場所に避難する。	災害の発生が予見される状況	公的避難所、知人宅など
垂直移動	建物の2階以上に避難する。	切迫した状況 または 移動困難者	自宅や居住建物の高層階など
待避	安全を確保できる場所に留まる。		自宅などの居場所

避難所運営については、浸水等により、

- ① 避難所及び周辺の衛生状態が著しく悪化するおそれや、
- ② 地階や低層階に保管されている備蓄物資等が使用できなくなるおそれがあるため、被害情報を正確に把握し、避難所開設への行動が求められます。

なお、開設される避難所は、地域によって地震災害時とは異なる場合もあることに注意しましょう。

### 3 雪害時の活動

#### (1) 自主防災組織の対応活動

雪害時においても、地震や風水害と同様、時期に応じた的確な活動を行う必要があります。雪害はその発生までにある程度の時間があるため、早期に情報伝達や避難といった行動をとることによって、大規模な被害を抑えることが可能です。

したがって、雪害時の活動の内容については、地震災害時の活動を基本としつつ、風水害と同様、気象情報の収集をはじめとする事前行動が求められます。

#### 想定される被害と対応活動（例）

	平常時	災害時		
		災害発生前	災害発生直後	数時間～数日後
想定される被害			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 積雪・雪崩による家屋倒壊</li> <li>○ 送電線の断線</li> <li>○ 交通機関のマヒ</li> <li>○ 死傷・要救出者の発生など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ライフライン復旧</li> </ul>
自主防災組織の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災知識の普及・啓発</li> <li>○ 地域の災害危険の把握</li> <li>○ 防災資機材の整備</li> <li>○ 防災訓練の実施など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民への避難呼びかけ</li> <li>○ 除排雪活動</li> <li>○ 災害時要援護者の避難支援など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 除排雪活動</li> <li>○ 救出・救護</li> <li>○ 避難・避難誘導</li> <li>○ 被害情報の収集・伝達</li> <li>○ 避難所運営など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給食・給水</li> <li>○ 防疫・衛生管理</li> <li>○ 避難中の防犯活動</li> <li>○ 除排雪活動など</li> </ul>
災害時の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ラジオ・テレビなどの気象情報に注意し、避難準備情報や避難勧告・指示に備えて行動する。</li> <li>○ 地域の災害状況（降雪・凍結、雪崩災害の前兆現象）に注意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 早期に避難を完了し、避難所等での安否確認を実施する。</li> <li>○ 状況に応じて除排雪活動、救出・救護活動を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政や公的機関と連携し、必要な対応を行う。</li> <li>○ 外部からの人材や物資など、様々な支援活動を受け入れる。</li> </ul>

## (2) 地域コミュニティの共助による雪処理

大雪による被害を軽減するためには、自助による除雪作業はもちろん、地域コミュニティの共助による雪処理活動が不可欠です。

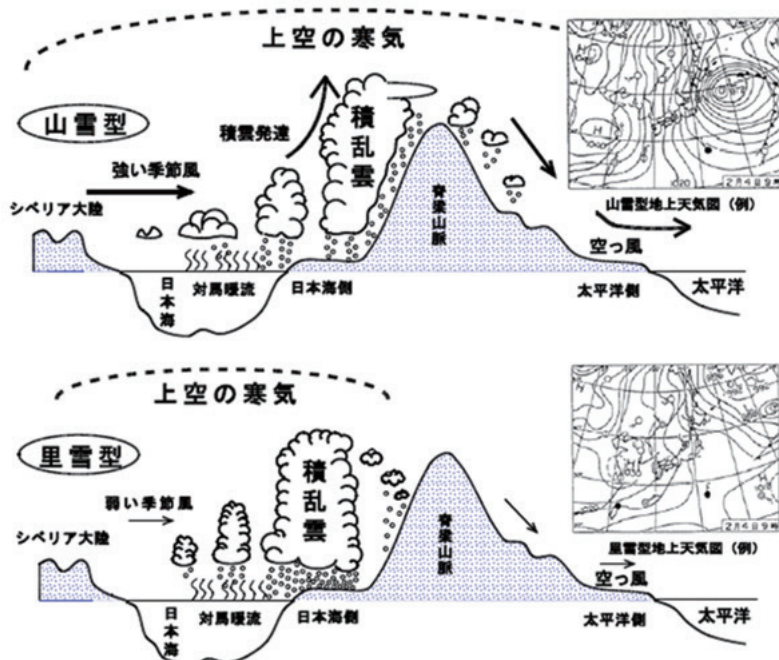
自治会などの地域コミュニティや地域住民の生活支援を行う組織が中心となり、必要に応じ関係機関等とも連携して、日時を決めて地域住民等が一斉に生活道路や公民館等公共施設の除排雪（地域一斉除雪）を行ったり、組織的に要支援世帯等の雪下ろしや敷地内積雪の除排雪（自治組織等による除雪支援）を行うことが有効です。

国土交通省の実施した調査では、平成22年に発生した大雪による事故のうち、およそ8割が除雪作業中の事故（特に屋根からの転落）によるものでした。また、死亡事故のおよそ6割が一人での除雪作業中に起こっています。

万一除雪作業中に屋根から転落したり、屋根からの落雪に埋もれたりした時に、すぐに事故を発見すれば助かる可能性があるため、**除雪作業は必ず家族等と一緒に**行うか、**作業を一人で行う場合でも、誰かに作業の様子を見守ってもらう**ことが重要です。

家族や隣近所の住民など地域コミュニティ等で協力し、「複数人で除雪作業を行う」原則を徹底する必要があります。

## 石川県で大雪となるひとつの目安



上空約 5,000 m で氷点下 40℃前後の強い寒気が日本海北部や北日本にある場合、大雪となる可能性が高まります。

山雪型の気圧配置では山間部で、里雪型では平野部での積雪となります。

# 第4章 石川県に被害をもたらした過去の災害

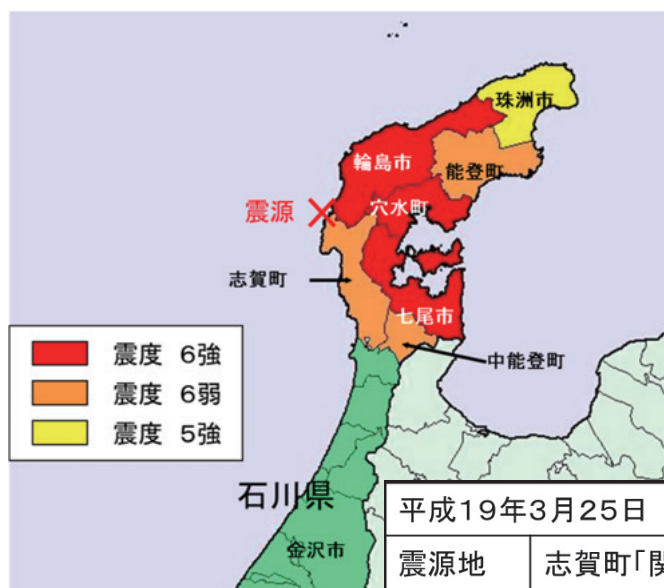


## 1 能登半島地震

### (1) 概要

平成19年3月25日（日）9時42分頃、能登半島沖の北緯37度13分、東経136度41分、深さ約11km（輪島市門前町劔地沖合付近）を震源とするマグニチュード6.9の地震が発生し、石川県能登地方を中心に七尾市、輪島市、穴水町で最大震度6強、志賀町、中能登町、能登町で震度6弱、珠洲市で震度5強、羽咋市、かほく市、宝達志水町で震度5弱を観測したほか、加賀地方でも震度4～3を観測しました。

また、この地震により石川県以外でも、新潟県、富山県で震度5弱を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から中国、四国地方にかけて震度5弱～1を観測しています。



平成19年3月25日 9時42分頃 マグニチュード6.9	
震源地	志賀町「関野鼻」の西方約1km、深さ約11km
震度6強	輪島市、穴水町、七尾市
震度6弱	志賀町、中能登町、能登町
震度5強	珠洲市
震度5弱	羽咋市、かほく市、宝達志水町
震度4	金沢市、小松市、加賀市、能美市、白山市、川北町、野々市町、津幡町、内灘町

県では、発災から約1時間後の10時45分、知事をはじめ関係部局長、金沢地方気象台、陸上自衛隊等による災害対策本部員等連絡会議を開催し情報共有の徹底を図るとともに、11時8分に自衛隊に対して災害派遣要請を行いました。

その後、被害が甚大かつ広範囲に及んでいることが明らかになったことから、12時30分、行政庁舎6階に災害対策本部を設置するとともに、奥能登総合事務所（輪島市）に現地災害対策本部を設置しています。

災害対策本部員会議は、応急復旧の見通しが明らかになった4月24日までに計28回開催され、平成20年6月6日、災害対策本部は、その役割を十分果たしたということから解散されました。

## （２）被害

市 町	人的被害（人）			住家被害（棟）			非住家被害（棟）
	死 者	重傷者	軽傷者	全 壊	半 壊	一部損壊	
金沢市							16
七尾市		24	103	69	304	7,300	357
小松市							2
輪島市	1	46	69	513	1,086	9,988	2,899
珠洲市			3			685	23
加賀市						6	6
羽咋市			1	3	13	142	29
かほく市				3	2	18	11
白山市						1	7
能美市							1
津幡町			1			2	1
志賀町		10	27	15	215	3,384	850
宝達志水町					3	26	1
中能登町		3		3	7	1,959	15
穴水町		3	36	79	100	2,318	248
能登町		2	10	1	10	1,130	18
計	1	88	250	686	1,740	26,959	4,484

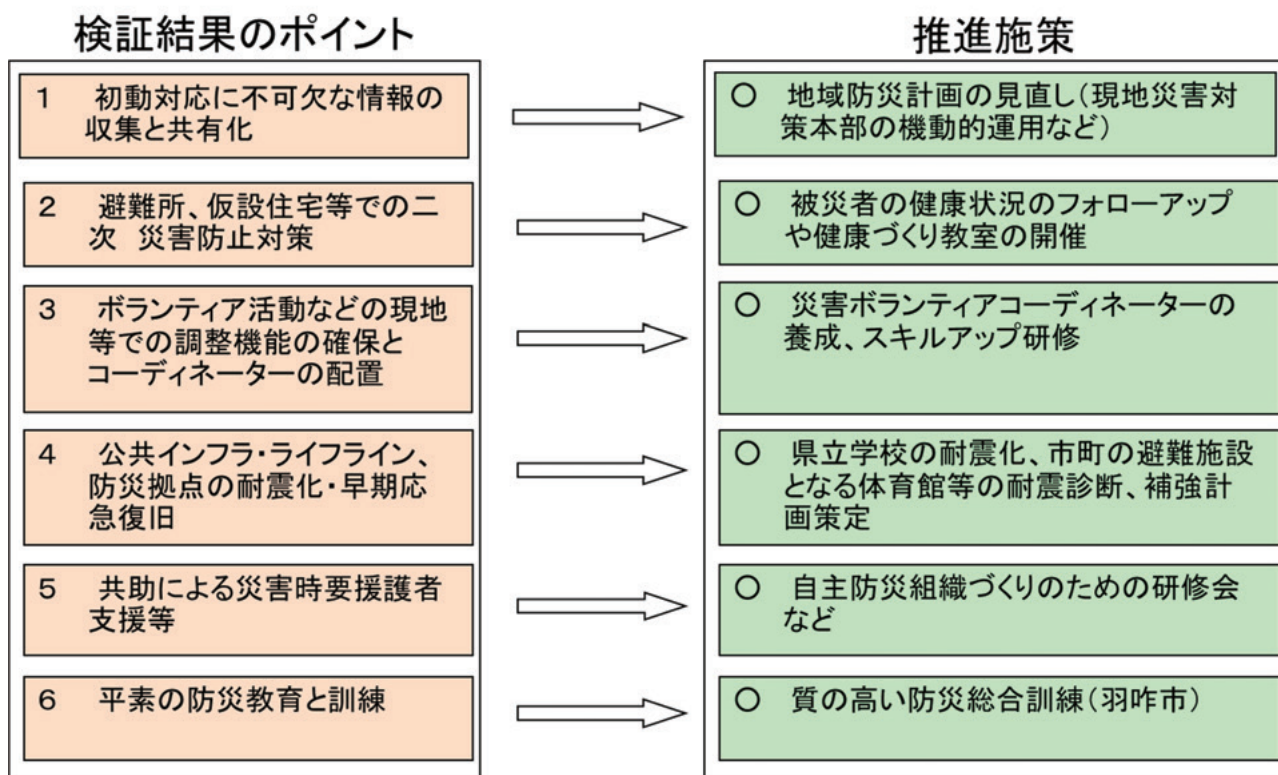


### (3) 震災対策専門委員会の設置

平成19年能登半島地震に係る初動対応や応急復旧対応を検証し、石川県地域防災計画（震災対策編）等に反映させ、今後の本県の防災対策に活かすため、震災対策専門委員会を石川県防災会議のもとに設置しました。

委員会は3回にわたって開催され、「能登半島地震の検証結果を踏まえ今後推進すべき施策大綱」を取りまとめ、平成20年2月12日に委員長から知事へと報告がなされています。

## 震災対策専門委員会報告



## 2 浅野川豪雨災害

### (1) 概要

平成20年7月28日（月）早朝、浅野川上流域で極めて短時間に集中した記録的な豪雨により、二級河川浅野川が55年ぶりにはん濫し、金沢市街地を中心として大規模な洪水被害が発生したほか、上流部でも土砂災害が発生しました。この集中豪雨により、浅野川流域全体の約2万世帯、約5万人の住民に対して避難指示が出されるなど、住民生活に大きな混乱をもたらす災害となりました。



この降雨の特徴は、短時間に極めて強い雨が浅野川上流の極めて狭い範囲に降ったことであり、浅野川上流の芝原地内の60分間雨量は138mmを記録し、これは金沢地方気象台での観測史上最高の77mmを大幅に超える記録的な豪雨となりました。このため、浅野川天神橋の水位が極めて短時間に約3mも上昇し、各所で洪水はん濫が発生しました。

芝原橋雨量観測所 雨量観測値		金沢地方気象台 観測史上最高
60分雨量	138mm	77.3mm
7月28日 6時30分～7時30分		1950/9/18
3時間雨量	251mm	—
7月28日 5時00分～8時00分		—
24時間雨量	287mm	208mm
7月27日 12時～28日 12時		1974/7/10

### (2) 被害

市 町	人的被害 (人)			住家被害 (棟)					非住家被害 (棟)
	死者	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	
金沢市	—	—	—	2	9	7	507	1,476	14
羽咋市	—	—	—	—	—	—	—	3	—
白山市	—	—	—	—	—	—	—	1	—
内灘町	—	—	—	—	—	—	—	5	—
中能登町	—	—	—	—	—	—	—	1	—
計	—	—	—	2	9	7	507	1,486	14

### (3) 局所的豪雨に対応した新たな河川管理検討委員会 (第三者委員会)

県(土木部)では、浅野川で上流域に極めて短時間に集中した豪雨により、かつて経験したことの無いような水位上昇が見られ、従来の水防体制では十分な対応が取れなかったことに鑑み、学識経験者、国、市及び消防団からなる「局所的豪雨に対応した新たな河川管理検討委員会(以下、第三者委員会という。)」を設置し、局所的豪雨に対応した新たな河川管理及び水防体制のあり方等について検討し、提言書が提出されています。

#### (提言) 地域防災力の向上

住民避難体制の強化を図るために、以下の5つの対策を進める。

##### ① 河川のはん濫状況や特性に応じた適切な避難行動

浸水の場合は、避難所への避難だけではなく、河川のはん濫状況や特性に応じて2階に避難させるなどの「適切な避難行動」が重要である。

##### ② 地域防災リーダーを軸とする共助の要「自主防災組織」を強化

地域の防災リーダーとなる防災士育成を継続し、防災意識の高揚と減災に向けた地域活動に対する支援を強化する。

##### ③ 地域独自の避難体制(ローカルルール)を協働して構築

地域特性等を踏まえた自主避難のトリガー(前兆現象等)及び同一の避難行動をとるべき避難単位の設定を進める。

##### ④ 山間地における避難所の確保

「かなざわ災害時等協力事業所登録制度」や集会所、空地、個人住宅などを活用し、新たな一時避難場所の確保に努める。

##### ⑤ 既存の伝達手段の活用と新たな伝達手段

「金沢ぼうさいドットコム」や「緊急情報電話案内サービス」などの既存伝達手段の利用促進を図るとともに、新たに「情報表示システム」を導入・検証し、地域住民に対する確実迅速な伝達を図る。

### 3 その他の災害

#### (1) ロシアタンカー重油流出事故

平成9年1月2日、島根県隠岐島沖で発生したロシア船籍タンカー「ナホトカ号」の船首部破損による沈没事故により約6,200キロリットルのC重油が海上に流出し、日本海沿岸の1府8県の広範囲にわたって漂流、漂着しました。

石川県では、1月8日夕刻に加賀市片野海岸に漂着して以来、最北端の珠洲市に至る7市11町の沿岸に大量の重油が漂着しました。

この間、海上では、悪天候で波浪が高いなど厳しい気象状況下であったことから、浮流油の回収作業は困難を極め、地域住民やボランティア、自衛隊などの人海戦術と、大変な時間やコストをかけて回収しなければなりませんでした。

本県においては、約22,305キロリットルを回収しました。

#### (2) 平成23年中の災害（人的被害など）

発生日	災害名	災害の概要
H23. 1. 18 ～1. 29	雪害	冬型の気圧配置が続いていた。大雪により死者1名（除雪中に側溝に転落、川に流される）、重傷者2名（屋根の雪下ろし中に転落）、軽傷者7名（屋根の雪下ろし中に転落、小型除雪機操作中の事故）の人的被害が発生した。また、非住家6棟が雪の重みで全半壊した。
H23. 1. 30 ～2. 22	雪害	1月下旬の大雪により積雪が多くなっていたため、県内では除雪に伴う作業等で死者3名（落下した屋根雪の下敷き）、重傷者4名（屋根の雪下ろし中に転落、除雪作業中崩れた雪に足を挟まれる）、軽傷者5名（屋根の雪下ろし中に転落）の人的被害が発生した。
H23. 9. 21 ～9. 23	台風 第15号	台風第15号が九州の南海上にあつてゆっくり北東に進んでおり、秋雨前線が本州付近に停滞していた。この前線に向かって台風から暖かく湿った空気が流れ込み前線の活動が活発となり大雨となった。 白山市では2人が重傷（強風に煽られ転倒し足を骨折）、輪島市では1人が軽傷（落石により足を負傷）を負った。輪島市では避難指示を11世帯22人、避難勧告を3世帯6人に発令、珠洲市では避難勧告を9世帯19人に発令した。また、七尾市では避難準備情報を822世帯2447人に発令した。輪島市で4世帯4人、志賀町で1世帯2人が公民館等に自主避難した。県管理道路では最大21路線23箇所で行き止まりが発生した。

# 自主防災組織活動チェックシート

項 目	☑
1 地域において自主防災組織の必要性が認識されている。 2 一緒に防災活動を行う仲間たちがいる。 3 組織内に防災活動を指導できる人（リーダー）がいる。 4 防災活動に女性の意見を反映できるリーダーがいる。 5 活動班などの組織編成と構成員の役割分担が決められている。 6 役割分担や組織編成、組織運営のルールについて地域の合意がある。 7 防災計画が策定されている。 8 年間の活動計画や中・長期の活動計画が策定されている。 9 市町へ結成の届出を行っている。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
10 広報紙の発行や集会の開催などで、定期的に防災活動の普及促進を図っている。 11 地域における家庭内安全対策を進めている。 12 地域の安全点検（災害危険箇所や防災資源の把握）を行っている。 13 地域の安全点検結果を防災マップや各種台帳としてまとめている。 14 活動内容ごとの防災訓練を実施している。 15 体験イベント型訓練や図上訓練を実施している。 16 防災資機材を整備している。 17 災害時要援護者対策を行っている。 18 他団体との連携を行っている。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
19 構成員が地震災害時に想定される自主防災組織の対応活動を把握している。 20 住民が避難所の役割を把握している。 21 住民が避難所の運営の流れを把握している。 22 構成員が風水害時に想定される自主防災組織の対応活動を把握している。 23 構成員が雪害時に想定される自主防災組織の対応活動を把握している。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
24 過去に地域で発生した災害を記憶・記録している。 25 地元市町・消防機関の連絡先を把握している。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

# 自主防災組織活動チェックシート（解説）

解 説	テキスト
1 過去に起こった大規模な災害では、近隣住民同士の支え合いが被害の拡大をくい止めています。	P5
2 仲間をつくるためには、まず、防災に関心を持ってもらうためのきっかけづくりが必要です。	P8
3 自主防災活動の活性化にはリーダーの存在が不可欠です。地域全体でリーダーを育てることが大切です。	P9
4 東日本大震災の事例などから、女性の視点に立った活動や女性リーダーの育成が大切です。	P9
5 まず会長を決め、班長など構成員の役割を決めます。班編成は必要最低限から徐々に充実させます。	P10
6 地域の合意を規約として明確化しておくことが必要です。	P11
7 災害時に必要となる活動などを防災計画として示し、活動計画の基礎とします。	P12
8 活動を一時的なものとし地域で継続していくためには、目標の設定と活動計画の策定が不可欠です。	P13
9 自主防災組織の活動に地元市町との連携は欠かせません。結成後は市町への届出を行きましょう。	-
10 活動に参加する仲間を増やし活動を停滞させないためにも、日頃から啓発に努めることが大切です。	P16
11 家具等の転倒・落下防止、水・食料等の備蓄（最低3日分）など家庭内安全対策は非常に重要です。	P19
12 タウンウォーキングなどを通じて地域の災害危険箇所や避難場所など防災資源を把握しましょう。	P21
13 防災マップや人材台帳など地域の情報を、災害時に活用できるよう台帳等にまとめておきましょう。	P21
14 災害時に迅速・適切な対応を行うには、繰り返し訓練を行うことが必要です。	P22
15 住民の参加しやすさなどを考慮し、様々な形式の訓練を実施することが大切です。	P27
16 地域の実情に応じ、整備します。財源不足の場合は、近隣地域との共有などで補うことも有効です。	P28
17 市町と連携して要援護者の情報を把握し、支援者や支援方法の決定を行うことが必要です。	P31
18 近隣地域や消防団、学校などと災害時の連携について話し合うなど、協力体制の構築が大切です。	P31
19 想定される被害を確認し、被害を軽減するために必要な活動を把握しましょう。	P32
20 避難所に求められる役割や、活動にあたっての課題などを事前に把握しておくことも大切です。	P37
21 市町と相談し、地域における避難所運営の手順書を作成しておくことも有効です。	P38
22 地震と異なり、一般に風水害では発災するまで時間があることから、事前の対応が重要となります。	P40
23 一般に風水害と同様、発災するまで時間があることから、事前の対応が重要となります。	P43
24 お住まいの地域で過去に起こった災害の記録や記憶を集め、地域で共有・継承していくことも大切です。	P45
25 市町や消防との連携は非常に大切です。担当部署の連絡先を確認しておきましょう。	P58

# 自主防災組織活動 Q&A

**Q**

地域では世帯数が少なく、かつ高齢者が多い。このような地域で自主防災組織を結成するにはどうすればよいか。

**A**

一つの町で結成が困難な場合は、隣町と合同で結成する、または、複数の町で連合組織を結成する方法などが考えられます。

小学校の通学区域や公民館の活動区域など日頃からつながりのある町会が連携し、結成している例もあります。

世帯数や人口構成、面積など地域の実情を考慮しながら、十分検討することが大切です。

**Q**

町内には集合住宅等があり、他の地域からの転入者も多い。集会をするために回覧を回しても他人事のように、集まりが悪く、現状では自主防災組織の結成が難しい。

**A**

動き出した時が出発点です。お住まいの地域の市町や消防の職員、防災士等と連携しながら、町内会の総会や諸行事などあらゆる機会をとらえて、防災活動の必要性を話題にしていく、また、若者や家族ぐるみで気軽に参加し、楽しめるようなイベントなどを企画していくことなど、コミュニケーションの機会をつくり、少しずつ理解者を増やしていくことが大切です。

**Q**

自主防災組織の結成にあたり、どのような手続きが必要か。

**A**

お住まいの市町の防災担当部署へ結成を届け出ることによって、市町から活動支援や助成を受けられる場合があります。市町ごとに届出の様式や必要書類を定めていますので、自主防災組織を結成した場合は、まず、市町防災担当部署へ相談してみましょう。

**Q**

自主防災組織を立ち上げたが、何をすれば良いかわからない。

**A**

石川県自主防災組織アドバイザー制度を活用したり、お住まいの市町や消防の職員に相談しながら、防災訓練や防災に関する講習会など、まず住民がまとまってできる活動から始めることが大切です。(⇒「自主防災組織活動事例集」などもご参照下さい。)

**Q**

防災訓練を行いたいが、どうすれば良いか。

**A**

消防職員指導による消火訓練や、組織の役割分担を意識しながら、避難、救助などの訓練をできる範囲で行うだけでも効果があります。まずは、地域でどのような災害が想定されるかを話し合い、手ごろなものから始めることが大切です。また、訓練の実施にあたっては、消防職員や自主防災組織アドバイザーから地域にあった防災訓練についてアドバイスを受けることをお勧めします。

**Q**

町内に高齢者が多い。どのような対策をしておけばよいか。

**A**

高齢者をはじめとする災害時要援護者は、それぞれのハンディの種類や程度により、避難の際の支援方法や支援の程度が異なります。歩行が困難な方は担架や車椅子などによる搬送、目や耳の不自由な方は、声や文字等による誘導など、必要な支援を事前に把握することが重要です。また、防災の担い手が不足する町では、隣接地域との相互応援や地域内の民間事業所等からの支援などを事前に協議し、支援者を確保する必要があります。加えて、高齢者施設や民生・児童委員などの協力を得ながら、要援護者を含む地域住民一人ひとりに対し、防災訓練を行うことの重要性と必要性を説明し、訓練への参加を呼びかけることも大切です。



## 自主防災組織規約（例）

〇〇町自主防災組織 規約

（名称）

第1条 この会は、〇〇町自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

（活動の拠点）

第2条 本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は〇〇とする。
- (2) 災害時は〇〇とする。

（目的）

第3条 本組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材の整備等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本組織は、〇〇町内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班長 若干名
- (5) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBや防災士等をもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員の任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の責務)

第7条 会長は、本組織を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他、総会が特に必要と認めた事。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべき事。
- (2) 総会により委任された事。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第11条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。

- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第 12 条 本組織の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第 13 条 本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 14 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計監査)

第 15 条 会計監査は、毎年 1 回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、○年○月○日から実施する。

## 防災関係機関連絡先 一覧

市町防災担当課（室）	TEL	FAX
金沢市 危機管理課	076-220-2060	076-233-9999
七尾市 環境安全課	0767-53-8468	0767-53-8411
小松市 防災安全センター	0761-24-8150	0761-24-8153
輪島市 総務課	0768-23-1111	0768-22-9220
珠洲市 危機管理室	0768-82-7725	0768-82-5685
加賀市 防災防犯対策室	0761-72-7891	0761-72-4640
羽咋市 地域防災対策室	0767-22-7176	0767-22-0240
かほく市 防災環境対策室	076-283-7124	076-283-1115
白山市 防災安全課	076-274-9536	076-274-9535
能美市 防災対策室	0761-58-2201	0761-58-2290
野々市市 環境安全課	076-227-6051	076-227-6251
川北町 総務課	076-277-1111	076-277-1748
津幡町 総務課	076-288-2120	076-288-6358
内灘町 総務課	076-286-6720	076-286-0617
志賀町 生活安全課	0767-32-9321	0767-32-3933
宝達志水町 環境安全課	0767-29-8140	0767-29-4623
中能登町 総務課	0767-74-1234	0767-74-1300
穴水町 生活環境課	0768-52-3770	0768-52-3797
能登町 総務課	0768-62-8510	0768-62-4506

消防機関	TEL	FAX
金沢市消防局	076-280-0119	076-280-0020
小松市消防本部	0761-20-1119	0761-24-1393
加賀市消防本部	0761-72-0119	0761-73-0382
かほく市消防本部	076-283-3585	076-283-4549
津幡町消防本部	076-288-3000	076-288-5598
内灘町消防本部	076-286-3301	076-286-4447
能美広域事務組合消防本部	0761-58-6320	0761-58-6299
七尾鹿島消防本部	0767-53-0119	0767-53-3796
羽咋郡市広域圏事務組合 消防本部	0767-22-0089	0767-22-5319

## 参考文献

---

本手引きの作成にあたっては、以下の資料を活用させていただきました。

- ・「自主防災組織の手引」(平成 23 年 3 月 総務省消防庁)
- ・「みんなのまちは、みんなを守る！」(平成 22 年 3 月 富山県)
- ・「自主防災組織マニュアル」(平成 19 年 3 月 静岡県)
- ・「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成 18 年 3 月 内閣府など)
- ・「大雪に対する防災力の向上方策検討会報告書」(平成 24 年 3 月 内閣府など)
- ・災害時の避難に関する専門調査会資料(平成 22 年 内閣府など)
- ・気象庁、気象台ホームページ
- ・消防庁ホームページ
- ・「石川県地域防災計画」
- ・「石川県洪水等避難計画作成支援マニュアル」(平成 17 年 3 月)
- ・「石川県避難所運営マニュアル策定指針」(平成 18 年 3 月)
- ・「石川県消防防災年報」

## 自主防災組織活動の手引

---

平成 25 年 3 月 29 日発行

石川県 危機管理監室 危機対策課

〒920-8580

石川県鞍月 1 丁目 1 番地

TEL 076-225-1482

FAX 076-225-1484

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/index.html>

---

